

第4次古賀市総合振興計画
前期基本計画の総括について

平成28年8月

古賀市

目次

基本目標	政策番号	政策名	ページ数
1 活気とにぎわいあふれるまちづくり	1-1	農林業の振興	1
	1-2	商工業の振興	4
	1-3	観光の振興	7
2 自然を大切にし 環境にやさしいまちづくり	2-1	環境の保全	9
	2-2	循環型社会の形成	11
3 ころ豊かに学び続ける人が育つまちづくり	3-1	学校教育の充実	13
	3-2	社会教育の振興	17
	3-3	青少年の健全育成	19
	3-4	文化芸術の創造・継承	21
	3-5	スポーツの振興	23
4 住みやすい生活環境の整ったまちづくり	4-1	良好な市街地・住環境の形成	25
	4-2	交通環境の形成	29
	4-3	水道水の安定供給	31
	4-4	下水道の整備	33
5 安全で安心して暮らせるまちづくり	5-1	災害対策の強化	35
	5-2	防犯の強化	38
	5-3	交通安全の推進	40
6 すこやかで元気あふれるまちづくり	6-1	地域福祉の推進	42
	6-2	健康づくりの推進	44
	6-3	保健・医療の充実	46
	6-4	子育て支援の充実	49
	6-5	高齢者福祉の推進	53
	6-6	障がい者福祉の推進	56
	6-7	生活支援の充実	58
7 互いに認めあい みんなでつくるまちづくり	7-1	人権のまちづくりの推進	60
	7-2	男女共同参画社会の確立	63
	7-3	共働のまちづくりの推進	65
	7-4	開かれた市政の推進	67
	7-5	適正な行財政運営の推進	70

政策	1-1	農林業の振興
----	-----	--------

■基本方針（政策の目的）

- 耕作放棄地対策や農地の利用集積を図り、農地の有効活用と適正管理に努めるとともに、農業生産基盤の整備や担い手の育成・支援を行います。
- 消費者ニーズに沿った高付加価値農産物※の研究や環境に配慮した安全・安心な農産物の生産を拡大するとともに、「地産地消」による地元農産物の消費拡大を推進します。
- 効率的な林業経営につながる林道の整備に努めるとともに、林産物の販売を促進します。

■代表的な指標

指標名	基準値 (H21)	目標値 (H28)	実績値 (H27)
認定農業者数	56人	66人	57人
市民農園数	3箇所	5箇所	3箇所

■実績値 (H27) について

【認定農業者数】
新規認定が8件（個人6件、法人2件）、家族経営協定への変更が1件、個人経営からの法人化が1件あり、より安定的な農業経営への改善が図られました。

【市民農園数】
高齢化や後継者不足による今後の農地の管理に関する相談に対し、市民農園としての活用を提案しました。市民農園には給水施設、トイレ、駐車場等の設置が条件であることから、開設を推進するための支援策として設置費用の一部を補助する事業を予算化しました。

■総括

- 【成果】
- 人・農地プランの作成や農地中間管理事業の活用により農地の集約を推進しました。また、耕作放棄地対策等により農地の再生に努め農地の有効活用を行いました。農業用施設の改良・維持工事によるハード面の整備だけでなく、認定農業者の新規認定や集落営農組織の設立支援を行い、農業生産基盤の整備とともに担い手の育成・支援を行うことで、農業の振興に寄与しました。
 - K-1(古賀の一品)グランプリの開催など、農業者の支援や事業者との連携を行い地元の農産物を活用した特産品づくりを行いました。農家が直売する軽トラ市、認定農業者や農業女性の交流事業の開催により、生産者と消費者が直接交流する場を設けることで、地産地消の推進に寄与しました。
 - 林道の維持管理を継続して実施しました。

- 【主な課題】
- 農業者の高齢化や後継者不足は今後も進む見込みであり、遊休農地を増やさないためにも人（担い手）と農地のマッチングは重要な課題です。農業生産基盤の整備、人・農地プランの活用や農地中間管理事業を利用した担い手への農地の集約、担い手の育成支援を継続し営農体制の強化や意欲の向上を図ることが必要です。
 - 農産物の消費拡大を更に推進するために、地産地消の拠点であるコスモス館の機能強化、6次産業化や農商工連携による農産物の高付加価値化を行うことが必要です。

■主な施策		
施策	施策の目的	27年度までの取組
1. 農地の有効活用	(1) 農地を有効に活用するため、農地バンクの活用や担い手農業者や営農組織への農地の集約を図ります。	人・農地プランの作成や農地中間管理事業を使って約6haの農地を集約しました。
	(2) 農業の効率的な経営と生産性の向上を図るため、引き続き小野地区における「ほ場整備※」を推進します。	薬王寺・小山田・谷山にまたがる農地約48haの区画整理を実施しました。
2. 農地の保全	(1) 水源かん養や災害防止などの農地の持つ多面的・公益的な機能を今後も生かすため、まとまりのある優良農地の保全と水路・ため池などの計画的な整備・維持管理を行います。	農業用施設の機能向上・回復のため、改良工事や維持工事を実施しました。
	(2) 古賀市農業委員会や農業関係団体などと連携し、農地の利用状況の把握に努め、耕作放棄地や遊休農地の適正管理を図り、農地の荒廃防止に取り組みます。	古賀市農業委員会による農地パトロールを実施し、農地の適正管理を促すことで遊休農地の約25haを農地へ再生しました。また、古賀市農業再生協議会と連携し耕作放棄地の約3haを農地へ再生しました。
3. 農業者・団体の育成・支援	(1) 担い手の育成を図るため、認定農業者や新規就農者などに対し、引き続き支援します。	平成27年度までに認定農業者を8件を新規認定しました。また、45歳未満の新規就農者3人に対し青年就農給付金を給付しました。
	(2) 女性農業者を担い手として育成するため、女性農業グループなどに対して、引き続き支援します。	古賀市農業女性活動促進事業推進協議会に対する支援として、消費者交流と6次産業化を目的につどいの開催や経営能力向上に向けた取組を実施しました。また、古賀の元気おばちゃん支援事業(H24:3人)を実施し女性農業者の営農力の向上を図りました。
	(3) 機械利用組合※をはじめ集落営農組織※や農業生産法人の組織化に向け支援します。	集落営農組織の設立支援を行い、平成27年10月に農事組合法人「アグリたにやま」が設立されました。

4. 農産物の生産・消費拡大	<p>(1) 粕屋農業協同組合や古賀市商工会などと連携して、付加価値の高い農産物と古賀ブランドの特産品開発に向けて研究します。</p>	<p>「K-1(古賀の一品)グランプリ(H24～26)」 「古賀スイーツコーンプロジェクト(H24～)」 「農産加工品販路拡大支援事業(H27)」を実施し、古賀ブランドの定着と拡大を図りました。</p>
	<p>(2) 自然環境と消費者の健康に配慮した安全・安心な農産物の生産を推進します。</p>	<p>環境保全型農業直接支援事業(H24～27)により農業者の支援を実施しました。</p>
	<p>(3) 古賀市の魅力ある農産物の積極的なPRに取り組みます。</p>	<p>「郷土料理振興事業(H26)」 「古賀スイーツコーンプロジェクト(H24～)」 「農家直売軽トラ市(H24～)」などを実施し、市民だけでなく、市外の方へも古賀市の農産物の魅力を発信しました。</p>
	<p>(4) 地元農産物のコスモス館での販売や学校給食への導入など、「地産地消」による地元農産物の消費拡大を推進します。</p>	<p>コスモス館での農産物の直売や学校給食支援事業として農業者に対する補助を実施することにより、地産地消を推進しました。</p>
	<p>(5) 観光農園や市民農園の開設を引き続き支援するなど、生産者と消費者との交流の推進や農業に対する理解の促進に取り組みます。</p>	<p>市民農園の開設希望者に対して相談体制を整えました。また、「農家直売軽トラ市(H24～)」の開催などにより、生産者と消費者が直接交流する場を作り地産地消の理解促進を図りました。</p>
5. 林産物の生産・消費拡大	<p>(1) 効率的な林業経営のため、林道・作業道の適切な整備・維持管理やきのこと類などの特用林産物※の直販を促進します。</p>	<p>林道の維持管理を継続して実施しました。</p>

政 策	1-2	商工業の振興		
■基本方針（政策の目的）				
○ 活気とにぎわいあるまちづくりをめざして、古賀市の特色である「モノづくり力」を生かすとともに、商工業の活性化に取り組みます。				
○ 定住人口の増加や雇用創出、安定した税収確保のため、企業誘致に引き続き取り組みます。				
■代表的な指標				
指標名	基準値 (H21)	目標値 (H28)	実績値 (H27)	
製造品出荷額	1,988億円	2,500億円	2,090億円	
工業団地数	5箇所	6箇所	6箇所	
■実績値 (H27) について				
【製造品出荷額】 本市における製造品出荷額は、平成24年度以降約2,000億円前後で推移しています。				
【工業団地数】 古賀物流団地が完成したことで目標達成できました。				
■総括				
【成果】				
○ 「まつり古賀※」及び「食の祭典※」の来場者数が年々増加し、古賀市の代表的なイベントとして定着するなど、古賀市のモノづくり力を活かした取組が前進しました。				
○ 「古賀市企業誘致推進本部」の機能を強化し、企業向けの支援措置を盛り込んだ条例を制定することで、「古賀物流団地」の完成に向け支援した結果、売却率99.5%を達成するなど、企業誘致を前進させる環境を整えました。				
【主な課題】				
○ 市のモノづくり力をイベントを通して更にPRする必要があります。				
○ 「古賀市企業誘致推進本部」を中心に国や県との協議を図りながら、企業誘致をより具体的に進めていく必要があります。				
■主な施策				
施策	施策の目的		27年度までの取組	
1. 商工業の活性化	(1) JR古賀駅周辺の商業の活性化策について検討します。		公募型補助金を活用して土曜夜市、クリスマス市民祭、PRワークショップを開催し商店街活性化を図りました。	

	<p>(2) 「まつり古賀」や「食の祭典」、「一店逸品運動※」などを引き続き支援することにより、産業の活性化を図ります。</p>	<p>まつり古賀の来場者は（平成27年度約44,000人）、食の祭典の来場者数は（平成27年度約35,000人）です。古賀市を代表するまつり古賀や食の祭典を通じて、地元産業の展示・PRを実施しました。また、「焦がし商品」や「K-1商品」を特産品として取り扱い産業の振興を図りました。</p>
	<p>(3) プレミアム商品券などさまざまな取組を通して、市内消費を促進するとともに、古賀サービスエリアやコスモス館などを活用し、市外からの集客を促進します。</p>	<p>毎年、市商工会が行うプレミアム商品券発行事業を補助し市内消費促進を実施しました。また、古賀サービスエリアやコスモス館において、特産品販売を通じて市外来場者にPRしました。</p>
	<p>(4) 卓越した技術力や高いブランド力を持つ企業などを古賀市の誇りとして積極的にPRするとともに、この「モノづくり力」を生かしたまちづくりを進めます。</p>	<p>平成25年度から、市内小中学生を対象に、夏休みの期間を利用し、「古賀モノづくり博」のモノづくりにスポットをあてた工場見学や体験教室を実施し、古賀市の誇りの醸成につなげました。九州産業大学と連携し、工場見学や体験教室ができる市内企業やツアーの数を増加させ、古賀市のモノづくり力を積極的にPRしました。</p>
	<p>(5) 融資制度などを通して、企業の経営安定に向けて支援します。</p>	<p>国のセーフティーネット保証制度や県及び市の融資制度の利用を通じて、中小企業者の設備投資や運転資金確保に対する支援を実施しました。</p>
<p>2. 企業誘致の促進</p>	<p>(1) 「玄望園」などの大規模未利用地や古賀インターチェンジ周辺、国道3号や主要地方道筑紫野・古賀線の沿道、現工業団地周辺について、商工業・流通系への土地利用転換を図ります。</p>	<p>平成26年2月に古賀物流団地の造成が完了し、また、「馬渡地区」地区計画決定に向けた準備など筑紫野・古賀線沿線における土地利用の転換を図りました。「玄望園」開発の実現に向けては、協議を継続しました。</p>
	<p>(2) JR駅周辺や主要幹線道路沿いの一部に、商業・業務施設などの立地を促進します。</p>	<p>平成26年度に「古賀市企業誘致推進本部」の組織を強化し、平成27年度は、「古賀市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例」、「古賀市企業立地促進条例」をそれぞれ制定しました。また、全国の企業ニーズを把握するため、企業情報収集に向けた準備に着手しました。</p>

(3) 高い交通利便性や大消費地近郊という古賀市の利点を生かし、流通系をはじめ、環境への負担が低く、省エネルギーなど環境に配慮した企業や最先端技術を創造する研究施設などの誘致について研究します。

全国の企業ニーズを把握するため、企業情報収集に向けた準備に着手しました。

政策	1-3	観光の振興	
■基本方針（政策の目的）			
○ 自然、温泉、史跡、歴史、産業、伝統行事、食文化などの古賀市が有する資源を最大限活用した観光振興策を研究します。			
○ 近隣市町との広域的な連携を通して、観光の振興を図ります。			
■代表的な指標			
指標名	基準値（H21）	目標値（H28）	実績値（H27）
なの花祭り※参加者数	4,000人	7,000人	5,500人
薬王寺温泉集客数	88,689人	100,000人	124,481人
■実績値（H27）について			
【なの花祭り参加者数】 JR九州ウォーク等との同時開催により、一定の集客効果がありました。			
【薬王寺温泉集客数】 転入者に向けた入浴施設利用券の配布等によるPRを行うことで、目標値を達成できました。			
■総括			
【成果】			
○観光名所への誘導板等を作成し観光資源の有効活用に寄与しました。また、観光名所のPRだけに留まらず、食・買い物情報等も充実させたガイドマップを活用することにより、今後の更なる観光の振興に向けて基盤を充実させることができました。			
○福岡県観光推進協議会、福岡地区観光協議会、玄海地区観光推進協議会、宗像・糟屋北部地域広域連携プロジェクト（しこふむ）といった団体を通じての共同PRを実施しました。			
【主な課題】			
○従来からある観光資源と、船原古墳など新たな観光資源を掘り起こし、整理した上で、それらを活用した市内外への発信力を強化することが必要です。			
■主な施策			
施策	施策の目的		27年度までの取組
1. 観光の活性化	（1）周辺の公園なども含めて古賀市の観光拠点エリアとして、薬王寺温泉の活性化に取り組みます。		平成24年度に薬王寺未来委員会を立ち上げ、未来委員会の提言内容に基づき、看板設置、転入者向け入浴施設利用券配布、興山園線遊歩道の整備を実施しました。

<p>(2) 誇りとなる史跡や歴史、伝統行事など有形無形の文化的資源や豊かな自然に光をあて、観光資源として生かします。</p>	<p>薬王寺温泉地区を活用した観光施策を実施しました。また、史跡や自然などを「おでかけガイドマップ」や自然・歴史・癒しに焦点をあてた「さと・やまガイドマップ」へ掲載することで、観光資源としてPRを行いました。</p>
<p>(3) 他の産業（農林業・商工業）との連携などにより、新たな観光振興策を探求します。</p>	<p>工業団地内において実施する古賀モノづくり博「食の祭典」や毎月開催の特売イベントを通じて市外へのPRを実施しました。焦がし商品やK-1商品等を宗像・糟屋北部地域広域連携プロジェクト（しこふむ）を通じて市外へのPR活動を実施しました。</p>
<p>(4) 「なの花祭り」などの地域主体の催しや、古賀市観光協会が行うイベントや取組を引き続き支援します。</p>	<p>なの花祭りの開催にあたり、創生委員会へ参画するなど、継続して支援しました。また、古賀市観光協会の市内外におけるイベントでの取組を支援しました。</p>
<p>(5) 近隣市町が持つ観光資源をつなぎ、線的・面的な観光地となるよう、広域的な連携による観光振興を推進します。</p>	<p>福岡県観光推進協議会、福岡地区観光協議会、玄海地区観光推進協議会、宗像・糟屋北部地域広域連携プロジェクト（しこふむ）といった団体を通じて共同PRを実施しました。</p>
<p>(6) 古賀市での観光を楽しんでもらうために、名所などへの誘導表示をわかりやすくするとともに、ホームページやパンフレットなどによるPRを強化します。</p>	<p>観光名所への誘導板を作成し、名所についての周知を行いました。また、観光名所のPRだけに留まらず、食・買い物情報等も充実させたガイドマップや市内要所に設置したWi-Fiを活用することにより、今後の更なる観光の振興に向けて基盤を充実させることができました。</p>

政 策	2-1	環境の保全		
■基本方針（政策の目的）				
○ 市民、地域、企業、行政が連携を図りながら、自然の保全やより良好な環境の創出に取り組みます。				
■代表的な指標				
指標名	基準値（H21）	目標値（H28）	実績値（H27）	
荒廃森林再生面積	21ha	120ha	190ha	
環境市民会議構成員数	0人	100人	69人	
アダプトプログラム※参加団体数	31団体	50団体	25団体	
■実績値（H27）について				
【荒廃森林再生面積】 森林所有者への働きかけにより、目標を上回る面積の荒廃森林が再生され、森林の有する公益的機能の維持・発揮に寄与しました。				
【環境市民会議構成員数】 環境市民会議は平成23年度に設立され、徐々に増加しています。				
【アダプトプログラム参加団体数】 新規の登録はあるものの、事業所の撤退及び活動縮小により減少しています。				
■総括				
【成果】 ○ぐりんぐりん古賀を構成する各種団体や農業従事者、森林所有者などと連携しながら保全活動を実施し、環境の保全に寄与しました。				
【主な課題】 ○市民、地域、企業、行政が連携した環境保全活動を継続して実施していくことが必要です。				
■主な施策				
施策	施策の目的		27年度までの取組	
1. 自然の保全・整備	（1）今後とも市民共通の財産である森林、海岸部、河川、里山、ため池などの豊かな自然を次世代へ継承していくため、市民や地域、NPO・ボランティアなどとの連携も視野に入れ、適切に保全・整備します。		ぐりんぐりん古賀を構成する各種団体や農業従事者、森林所有者などと連携して、豊かな自然の保全に努めました。	

	<p>(2) 森林が持つ水源かん養などの多面的機能を保全するため、森林緑地環境保全条例の早期施行や「荒廃森林再生事業※」などに取り組むとともに、古賀市森林組合などに対し、引き続き支援します。</p>	<p>荒廃森林再生事業に取り組むと同時に森林組合等に対する支援を行いました。</p>
2. 身近な環境の保全・美化	<p>(1) 市民、地域、企業、行政が一体となり、不法投棄させない環境づくりを進めるとともに、モラルやマナー向上の啓発・指導を強化します。</p>	<p>不法投棄パトロールを昼夜ともに継続して実施しました。地域と協議の上、不法投棄防止看板を配布しました。広報紙等を活用し、年平均7回(延べ28回)不法投棄防止及びモラルやマナー向上をテーマに啓発を実施しました。</p>
	<p>(2) ペットのふん害防止などまちの環境保全・美化に関する啓発や情報提供を行うとともに、「アダプトプログラム」など市民や地域、企業などが取り組む自発的な環境保全・美化活動を支援・促進します。</p>	<p>ペットのふん害については、広報紙や公式ホームページにて啓発を実施しました。市民や行政区からの要望を受けて、ふん害防止の看板を配布しました。アダプトプログラムの実施により、自発的に行う環境保全、美化活動の啓発を促進するとともに、春、秋季の年2回、道路等の環境美化活動を促進しました。</p>
	<p>(3) 古賀市環境市民会議の活性化など市民、地域、企業、行政が相互に連携し、環境保全に取り組めるよう、ネットワークづくりを推進します。</p>	<p>環境保全を目的とするネットワーク組織である「ぐりんぐりん古賀(古賀市環境市民会議)」に対し継続的に支援を行い、市民、地域、企業、行政が連携した環境保全活動を行いました。また、会員数は個人会員42、団体会員27の計69会員となりました。</p>
3. 公害防止の強化	<p>(1) 今後も企業と「公害防止協定※」を締結するなど、公害の発生源対策を強化します。</p>	<p>公害の発生源となり得る企業と「公害防止協定」を締結することで、対策を強化しました。締結している企業は現在15社であり、平成27年度までに2社と締結しました。</p>
	<p>(2) 騒音・悪臭などの発生源調査や啓発・指導を引き続き行います。</p>	<p>平成27年度については、58件の騒音・悪臭などの相談に対し、発生源等を調査するなど迅速に対応し、被害拡大防止に努めました。また、発生源に対する指導、助言等を行いました。</p>

政 策	2-2	循環型社会の形成		
■基本方針（政策の目的）				
○ 循環型社会の形成に向け、ごみの減量や地球温暖化防止に市民、地域、企業、行政が一体となって取り組みます。				
■代表的な指標				
指標名	基準値 (H21)	目標値 (H28)	実績値 (H27)	
1人1日当たりのごみ処理量※	785 g	678 g	805 g	
■実績値 (H27) について				
【1人1日当たりのごみ処理量】 平成26年度までは減少していましたが、平成27年度については事業系一般廃棄物のごみ処理量の影響で、実績値が増加しています。				
■総括				
【成果】				
○平成24年度に今後の廃棄物処理のあり方を総合的に調査審議するため、古賀市循環型社会研究会条例を制定し、専門的な知識を有する学識経験者等で構成された研究会を設置しました。研究会からの答申を踏まえ、現状調査、先進地視察、具現化の検討など、段階的に取り組み、循環型社会の形成に寄与しました。				
○公共施設などに小型家電回収ボックスを7箇所設置し、資源の有効活用を推進しました。				
【主な課題】				
○環境への負荷が低減され、環境に配慮したまちづくりを推進するため、市民、地域、企業、行政が一体となり、ごみの減量や地球温暖化防止など、継続して取り組むことが必要です。				
■主な施策				
施策	施策の目的		27年度までの取組	
1. 環境負荷低減意識の向上	(1) ごみ減量の基本となる正しい知識や分別方法、市民が自主的に取り組むことができる環境負荷の低減方法などについて、啓発や情報提供を行います。		<p>広報紙・公式ホームページ・出前講座・まつり古賀等のイベント・ごみの出し方パンフレット等を活用し、継続的に啓発や情報提供を行いました。</p> <p>また、グリーンカーテンの匠事業においては、平成25年度から延べ193世帯の市民及び小学校4校に対して、グリーンカーテンの育成を軸とした省エネ等の環境教育を行い、環境負荷低減意識の向上を図りました。</p>	

2. ごみの減量	<p>(1) 市民・地域・企業に対し、3R※の徹底を呼びかけるとともに、3Rを促進する取組を検討します。</p>	<p>広報紙・公式ホームページ・出前講座・まつり古賀等のイベント・ごみの出し方パンフレット等を活用し、継続的に啓発や情報提供を行いました。 平成27年度から市内65事業所へ訪問し、適正処理・ごみの減量・資源化について、情報提供や指導等を実施しました。 (延べ件数84件)</p>
	<p>(2) リサイクル活動を促進するため、古紙類などの集団回収に対する奨励金制度を継続します。</p>	<p>自治会、子ども会育成会等の74団体が回収した古紙類平均1,024 t/年、また、家庭から排出された剪定枝平均8.6 t/年の集団回収に対し奨励金を支給しました。</p>
3. ごみの適正処理	<p>(1) 先進事例を参考にしながら、今後の古賀市に適した廃棄物処理のあり方を総合的に調査研究します。</p>	<p>平成25年度末に古賀市循環型社会研究会から、市に適した廃棄物処理のあり方について答申がなされ、第2次ごみ処理計画を策定しました。 また、バイオマス発電等の研究・検討を行いました。</p>
4. 地球温暖化防止の推進	<p>(1) 「古賀市地球温暖化防止率先行動計画※」に基づき、行政自らが積極的に地球温暖化対策に取り組むことにより、市民や企業の自主的・積極的な行動を促進します。</p>	<p>計画に基づき、太陽光発電設備の設置、照明のLED化、執務室の温度管理の徹底等の取組を行うことでエネルギー使用の削減に努めました。また、広報紙などを通じて、ふくおか省エネ・節電県民運動等の取組内容に関する啓発を行いました。</p>
	<p>(2) 省エネルギーの推進とともに、太陽光をはじめとする新エネルギーの導入を促進するための取組を実施します。</p>	<p>家庭での省エネルギー推進のため、「グリーンカーテンの匠事業」「うちエコ診断」「エコドライブ講習会」の実施や、「エコファミリー」登録、「環境家計簿」活用により、省エネルギー意識の向上を図りました。 新エネルギーの導入については、公共施設において、太陽光発電設備を設置しました。また、市民を対象に、平成22年度から平成26年度までに計653件の住宅用太陽光発電システム設置費補助を実施しました。</p>

政 策	3-1	学校教育の充実		
■基本方針（政策の目的）				
○ 時代の変化に対応し、未来をたくましく生きる児童生徒を育成する学校教育の充実を図ります。				
○ 確かな学力とこころ豊かな社会性を育むため、家庭や地域、企業など関係機関と連携・協力しながら特色ある学校づくりや、安心していきいき学べる環境の充実に努めます。				
■代表的な指標				
指標名	基準値 (H21)	目標値 (H28)	実績値 (H27)	
不登校児童生徒割合	1.0%	0.8%	1.4%	
■実績値 (H27) について				
【不登校児童生徒数割合】 スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の配置や関係機関との連携により、不登校の防止や早期対応の取組は充実していますが、家庭環境等の影響により基準値を若干上回っています。				
■総括				
【成果】				
○ 少人数学級編成や小1プロブレム、中1ギャップ等に対する人的配置を行い、教師が子どもと向き合う環境づくりに努めたことで子どもが落ち着いて学校生活を送ることができ、全国学力・学習状況調査※の結果は、小・中学校ともに全国平均を上回るなど、学力向上や豊かな心と生きる力の育成に成果がみられました。				
○ 安心していきいき学べる学習環境を整えるため、学校施設整備を計画的に行いました。				
【主な課題】				
○ 地域・保護者から信頼される学校づくりを推進するため、PTCAへの展開の推進など、家庭や地域と連携した取組の更なる充実を図ることが必要です。				
○ 学校施設は児童・生徒の学習・生活の場であり、十分な安全性・機能性を有することが求められることから、施設・設備の長寿命化など、計画的な整備が必要です。				
■主な施策				
施策	施策の目的		27年度までの取組	
1. 学力・体力の向上	(1) 学力・体力検査などの分析結果に基づく指導体制・指導方法の改善を推進します。		学力調査等の分析及び改善に係る学力向上推進会議を実施し、各学校における学力カルテの充実を図るとともに、市の研修事業として「理科授業に関わる特別講座」を開催し、授業づくりに具体的に生きる指導方法の学び直しを図りました。また、体力向上推進会議において小中学校別に4つの共通の取組を実施し、体力の向上を図りました。	

	<p>(2) 『生きる力』を育むため、基礎・基本の学力の定着を図り、これを活用できる表現力の育成に努めます。</p>	<p>学力調査等の分析及び改善に係る学力向上推進会議において、各学校の学力カルテを分析し基礎・基本の徹底を図るとともに、活用力・表現力を診断できる全国学力・学習状況調査のB問題において成果のあった学校の取組を紹介し、校内研修の在り方や学力向上プランの見直しなど、各学校の授業づくりの改善を図りました。</p>
	<p>(3) 学校教育や地域との連携を通じて体力の向上を図る方策を工夫し、実施します。</p>	<p>平成26年度、花見小学校において「チャレンジスポーツの日（土曜授業）」としてスポーツ推進委員を活用し、学校全体で体力向上を図りました。また、「こがっ子元気アップチャレンジ」や「運動場オープンデー」等、各小学校体育施設を地域に開放し、地域との交流と体力の向上を図りました。</p>
<p>2. 学習環境の充実</p>	<p>(1) 児童生徒一人ひとりに応じた学習指導を行うため、引き続き人的な配置を行います。</p>	<p>個に応じたきめ細かな学習指導や生徒指導を行い、確かな学力と豊かな心の育成を効果的に図るため、小1プロブレム対策学級補助員、学力向上支援対応講師、中1ギャップ対策講師等の人的配置を行いました。（平成24年度26人、平成25年度25人、平成26年度26人、平成27年度25人）</p>
	<p>(2) 教育相談体制を充実するため、心の教室相談員※やスクールカウンセラー※などを引き続き活用します。</p>	<p>各小中学校にて、心の教室相談員（11人）やスクールカウンセラー（SC 1人）、スクールソーシャルワーカー（SSW 1人）など配置人員の確保及び時間数増加など活用の充実を図りました。（心の教室：各250時間/人、SC:60時間→108時間、SSW:480時間→520時間）</p>
	<p>(3) 不登校の児童生徒の自立を促すため、適応指導教室※を引き続き設置します。</p>	<p>適応指導教室において、不登校の児童生徒の自立を促し、学校復帰につなげるため、保護者、学校との連携を図りました。（入級者数：平成24年度20人、平成25年度11人、平成26年度9人、平成27年度13人）</p>

	<p>(4) 学校や地域の実情に即し、地域住民がボランティアとして学習支援や本の読み聞かせ、登下校パトロールなど、学校の教育活動をサポートする体制を拡充します。</p>	<p>学習支援アシスタントの活用による放課後補充学習等の学習支援、ゲストティーチャーによる本の読み聞かせを実施しました。登下校パトロールは18団体が実施しており、その活動支援を行いました。</p>
	<p>(5) 経済的な理由により就学が困難な生徒に対して、高等学校などへの進学と自立を引き続き支援します。</p>	<p>高等学校入学支援金を平成24年度73人、平成25年度61人、平成26年度59人、平成27年度70人に支給し、高等学校への進学支援を実施しました。</p>
3. 体験学習の充実	<p>(1) 地域や企業などの協力を得て、中学生の勤労観・職業観を高めるキャリア教育を充実します。</p>	<p>職業体験学習事業「ドリームステージ」として、中学2年生を対象に講師を招聘し、社会人として必要な接遇マナー研修を実施しました。その後、5日間の職業体験を市内事業所の協力を得て実施しました。 (平成24年度128箇所、平成25年度125箇所、平成26年度140箇所、平成27年度137箇所)</p>
	<p>(2) ハローワークや企業などの協力を得て、職業人講話やマナー講座などの体験学習を充実します。</p>	<p>中学1年生の総合的な学習「職業人に学ぶ」において、消防士・看護師・自動車整備士など様々な職業の講師による講話を実施しました。また小学5年生の総合的な学習で、講師による接遇マナー研修を実施しました。</p>
	<p>(3) 地域の自然や産業、人材を生かした体験活動を充実するとともに、社会奉仕活動などを取り入れた長期宿泊体験活動を推進します。</p>	<p>総合的な学習の時間等において、地域の松原の清掃や植樹を実施しました。(古賀西小学校・花見小学校・古賀中学校・古賀北中学校) 青柳小学校6年生「青小100kmキャラバン」では社会奉仕活動等を取り入れた長期宿泊体験活動を実施しました。</p>
4. 特色のある学校づくりの推進	<p>(1) 学校やふるさと古賀への愛着と誇りを育てるため、学校ごとの「学校自慢」づくりを推進します。</p>	<p>青柳小学校「青小100kmキャラバン」、小野小学校「育てよう小野っ子米」、古賀西小学校「砂の芸術」、千鳥小学校「千鳥ヶ池探検隊」、花見小学校「花見小ふるさと活動」など全小中学校で「特色ある学校づくり」11事業を実施しました。</p>

5. 食育の推進	<p>(1) 地場産物の活用推進など、地域の産物や食文化についての理解や食の大切さを深めるための取組を関係機関と連携し、推進します。</p>	<p>平成25年度に210名の子どもたちから応募された給食に関する絵の中から24点を配送車にラッピングし、食育の推進を行いました。また、食文化への理解や食の大切さへの意識を深めるため、給食センター見学及び体験、給食親子料理教室を平成26年度から実施しました。地場産物の使用については、関係機関との連携・協力により、使用推進に努めています。さらに、弁当づくりを通して家族とのふれあいや料理を作ってくれる人への感謝の気持ちを養うことを目的とした「弁当の日」を、全小中学校で年に3回程度設け取り組みました。</p>
6. 特別支援教育の推進	<p>(1) 発達障がいを含む障がいのある児童生徒をサポートするため、引き続き人的な配置を行います。</p>	<p>ひまわり教室（古賀市特別支援教育相談室）相談員（2人）や特別支援教育支援員（延べ人数：平成24年度16人、平成25年度14人、平成26年度13人、平成27年度14人）を配置し活用しました。</p>
	<p>(2) 個々の教育的ニーズに応じた、より適切な特別支援教育を推進します。</p>	<p>学校と連携を図り、発達等が気になる児童生徒の観察・発達検査等実施し、就学支援委員会につなげました。また、特別支援教育については市の研修事業に位置づけ、毎年4回の研修を行いました。</p>
7. 学校施設の充実	<p>(1) 老朽化した学校施設・設備の更新を計画的に進めます。</p>	<p>建築計画を作成し施設整備を実施しました。</p>
	<p>(2) 環境負荷の低減や自然との共生を考慮したエコスクール※の実現に向けた学校施設の改修に努めます。</p>	<p>花鶴小学校・花見小学校・小野小学校において太陽光発電設備を設置しました。</p>

政 策	3-2	社会教育の振興
-----	-----	---------

■基本方針（政策の目的）

○生涯学習推進の拠点であるリーパスプラザや図書館などの有効活用を図るとともに、市民の社会教育活動や国際交流活動を支援します。

○家庭や地域における教育力の向上をめざして、学習機会を提供するとともに、団体や個々の連携を促進し、相互に学びあう環境づくりに努めます。

■代表的な指標

指標名	基準値 (H21)	目標値 (H28)	実績値 (H27)
年間延べ貸出利用者数 (図書館)	117,746人	125,000人	78,281人

■実績値 (H27) について

【年間延べ貸出利用者数 (図書館)】
平成27年度は、図書館改修工事により9月から1月まで閉館したことで、利用者数が減少しました。
参考 平成26年度:109,640人

■総括

【成果】

○古賀市生涯学習センター及び周辺施設整備事業が計画どおりに進捗しています。

○講座や講演会などをPTAや市民有志との連携事業も含め、実施できたことで家庭の教育力向上につながりました。

○図書館の増床に伴い、行政資料、郷土資料コーナー、児童コーナー等の整備及びレファレンス※コーナーを充実することができ、市民サービスの向上が図れました。

【主な課題】

○学習機会の提供や相互に交流できる環境は整いつつありますが、実際に利用しやすい工夫をしていくことが必要です。

■主な施策

施策	施策の目的	27年度までの取組
1. 社会教育環境の充実	(1) 生涯学習推進拠点ゾーンとして、研修棟の建設を含めリーパスプラザ周辺の整備に着手し、運営について民間活力の導入を検討します。	古賀市生涯学習センター及び周辺施設整備工事に着手し、計画通りに進捗しています。工事完了年度は平成28年度です。民間活力の導入については、継続して検討します。
	(2) 地域などで行う自主的な学習活動を引き続き支援します。	地域の分館で実施されている教養学級や女性学級などを支援しました。

2. 図書館活動の推進	(1) 利用者からの専門的な問い合わせに対応するため、レファレンスの充実を図ります。	平成25年度からレファレンスカウンターを設置し、平成27年度までに利用者からのレファレンス延べ19,380件に対応しました。
	(2) 行政資料や郷土資料の収集とデータ作成を行うなど、ふるさと古賀の資料を、よりわかりやすく提供します。	行政資料や郷土資料データを整理し、平成28年2月の館内のレイアウト変更時に古賀の郷土資料コーナーを設置しました。
	(3) 読書講座や研修会のいっそうの充実を通じて、市民の図書館利用の拡充を図り、読書活動の推進に努めます。	毎年、図書館まつり（平成25年度から平成27年度までの参加者数:1,072人）や各種読書講座（平成25年度から平成27年度までの参加者数:736人）、各種おはなし会（平成25年度から平成27年度までの参加者数:5,331人）を開催しました。子どもから大人まで楽しめるイベントを行い、図書館利用の拡充を図りました。
3. 家庭や地域の教育力向上	(1) 保護者に対する講演会や家庭教育の支援者・推進者を養成する講座を引き続き開催するなど、家庭の教育力向上を図ります。	家庭教育ひろば、家庭教育講演会や市内3中学校と合同で開催する思春期講演会などの講座事業を実施し、家庭教育に関する理解を深めるための機会を提供しました。
	(2) 地域の教育力を高めるための学習の機会を提供します。	ボランティアスタッフと企画、運営するコスモス市民講座を開催し、生涯学習の視点からお互いに学びあうことにより、地域づくり、まちづくりで活躍できる人材の育成を図りました。
4. 国際交流の推進	(1) グローバル化に対応し、国際交流を深め相互理解を図るため、市民の国際交流活動を引き続き支援します。	国際交流を目的とした団体へ支援を行うため、公募型補助金での事業募集を行いました。

政 策	3-3	青少年の健全育成
-----	-----	----------

■基本方針（政策の目的）

○ 青少年の『生きる力』を育むとともに、青少年問題に対応するため、家庭や地域、学校など社会全体で共働して青少年の健全育成に取り組みます。

■代表的な指標

指標名	基準値 (H21)	目標値 (H28)	実績値 (H27)
青少年健全育成大会来場者数	250人	400人	71人
アンビシャス広場※開設校区数	6校区	8校区	6校区

■実績値 (H27) について

【青少年健全育成大会来場者数】
来場者数については基準値を下回ったものの、少年少女の主張作文などを通して、青少年の健全育成についての理解を深める機会を提供できました。

【アンビシャス広場開設校区数】
新規開設には至っていないが、広場訪問による支援や情報誌への掲載などを通してアンビシャス広場の周知ができました。

■総括

【成果】

○ 青少年育成団体等への支援を通して家庭、学校、地域が一体となった青少年を育む環境づくりができました。

○ あいさつ運動の実施や青少年の悩み相談窓口の周知によって、青少年の非行予防と相談体制の充実を図ることができました。

○ 生活体験や自然体験、親子での体験活動を提供することで、子どもの自主性や協調性を育て、親子のふれあいの重要性を認識してもらうことができました。

【主な課題】

○ 非行問題が減少する一方で、不登校や引きこもり等が増加するなど、相談内容が大きく変化しており、家庭や地域、学校など社会全体が一体となった見守りや、相談員の質の向上が必要です。

○ 青少年の健全育成の一環として、児童館を活用した学習支援の場など、居場所づくりの取組の推進が必要です。

■主な施策

施策	施策の目的	27年度までの取組
1. 青少年を育む環境の充実	(1) PTAや子ども会育成会など各種団体の指導者を対象とした研修会の開催など、地域で青少年の体験活動が実施できるよう引き続き支援します。	指導者研修会については、各団体で独自に行っているため、団体の交流による連携を通じた活動支援に移行しました。

	<p>(2) 青少年の健全育成に関する講演会を開催するなど、青少年育成市民会議やPTAなど関連団体と連携を強化します。</p>	<p>青少年育成市民会議と共催し「青少年健全育成大会」を実施し、また、地域や学校と連携して「地域つながりあいさつ運動」を実施しました。</p>
	<p>(3) アンビシャス広場や児童センターなど子どもの居場所づくりを充実します。</p>	<p>アンビシャス広場を、6校区で設置しました。残り2校区（小野、花鶴）については、準備委員会の立ち上げに向けて検討しました。</p>
2. 青少年問題対策の強化	<p>(1) 青少年や保護者からの悩み相談やいじめなどの未然防止、青少年の精神的フォローのための相談体制を充実します。</p>	<p>市内3中学校一斉あいさつ運動や、市主催事業での啓発グッズの配布等によって悩み相談窓口の周知を行いました。相談件数は平成24年の727件に対し平成27年は682件の実績がありました。</p>
	<p>(2) 青少年の非行防止のため、少年指導員などによる「声かけパトロール」を引き続き行います。</p>	<p>家庭と地域、学校をつなぐ非行予防の取組として、少年指導員があいさつ運動に参加し、非行防止の啓発を行いました。</p>
3. 青少年健全育成活動の推進	<p>(1) 親子がふれあいながら参加できる機会の提供や親子のふれあいの重要性の啓発を行います。</p>	<p>日常生活では体験する機会が少ない、野外調理や昔遊びなどを通して、親子のふれあいの重要性を感じてもらうことができました。（平成27年度参加者数：253名）</p>
	<p>(2) 自主性や社会性、創造性、忍耐力の育成をめざし、さまざまな体験活動の充実を図ります。</p>	<p>通学合宿※（3箇所：61名参加）、次世代リーダー養成塾への参加支援（2名）や地域で実施する寺子屋（2箇所：276名参加）などの体験活動の活動支援を実施し、子どもの自主性や社会性、地域全体で子どもを育てる意識を高めることができました。 スタンドアローン支援事業においては、古賀市隣保館「ひだまり館」で平成24年度から開始し、平成27年度は延べ1,964人の参加がありました。</p>

政 策	3-4	文化芸術の創造・継承		
■基本方針（政策の目的）				
○ 地域の人材や資源を活用しながら文化芸術活動を振興します。				
○ 文化財※と地域固有の歴史・伝統を将来にわたって保存し、次世代に継承します。				
■代表的な指標				
指標名	基準値 (H21)	目標値 (H28)	実績値 (H27)	
市指定文化財数	9件	15件	10件	
■実績値 (H27) について				
【市指定文化財数】 市指定文化財について、平成26年度に1件の指定を行いました。平成27年度は指定は行っていませんが、文化財保護審議会において、2件について諮問を行いました。				
■総括				
【成果】				
○文化芸術活動を推進するため、平成26年3月に古賀市文化芸術振興計画※を策定しました。				
○文化芸術を担う人材を育成するための事業を実施し、地域で文化芸術活動を行う人材の発掘・活用並びに文化芸術活動団体のネットワーク作り・連携の強化を図りました。				
○船原古墳の発掘調査、出土品整理を実施するとともに、国史跡指定のための意見具申を行いました。また、その他の文化財についても調査を実施し、記録保存を行いました。				
【主な課題】				
○文化芸術に係る人材の育成については時間を要するものであり、今後も計画的に推進していくことが必要です。				
○船原古墳の保存を迅速、着実に進め、更に保存活用計画を策定することが必要です。				
■主な施策				
施策	施策の目的		27年度までの取組	
1. 文化芸術環境の充実	(1) 文化芸術の振興のため「古賀市文化芸術振興計画（仮称）」を策定します。		平成26年度からの10年間を計画期間とする古賀市文化芸術振興計画及びアクションプランを策定しました。アクションプランに掲げた取組について、進捗状況を年度ごとに古賀市文化芸術審議会において確認し、文化芸術振興の推進を図りました。	

	<p>(2) すべての市民が文化芸術を鑑賞・参加・創造することができる環境を整備します。</p>	<p>童謡まつり、サロンコンサート、文化祭、芸術祭、こども美術展等の多様な事業を引続き実施し、文化芸術を身近に親しむ機会と発表の場を提供しました。</p>
<p>2. 歴史・文化の継承</p>	<p>(3) 文化芸術活動への高い関心と豊かな創造性を持つ人材を育成します。</p>	<p>文化芸術を担う人材の育成事業として、従前から毎年実施しているアート・バス（平成24年度から平成27年度までの参加者数：338人）に加え、平成25年度からレッツトライ！プロジェクト（平成25年度から平成27年度までの参加者数：81人）、平成26年度から地域の魅力発見講座（平成26年度から平成27年度までの参加者数：83人）を新たに実施しました。</p>
	<p>(1) 市民の財産として文化財を適切に保存するため、調査・指定を行います。</p>	<p>開発に伴う記録保存目的の発掘調査を毎年度実施するとともに、船原古墳について、保存目的の確認調査を実施しました。平成27年度に船原古墳の史跡指定のための国への意見具申を行いました。市指定文化財は、平成26年度に1件の指定を行い、現在10件になりました。</p>
	<p>(2) 文化財が市民に適切に公開・活用されるよう保管環境を整備し、活用方法を検討します。</p>	<p>平成26年度に文化財収蔵庫改修工事を実施しました。船原古墳調査の成果の公開・活用について検討し、最新調査の成果について歴史資料館において展示しました。</p>
	<p>(3) ふるさと古賀の歴史・文化に親しむ機会を増やすため、各種普及事業の充実を図ります。</p>	<p>船原古墳の周知を図る目的で遺構模型製作、シンポジウム等を実施しました。（平成27年度参加者数：500人）また、毎年、自然史・歴史講座及び企画展を開催するとともに、古賀の歴史や自然等を紹介するリーフレット等の発行についても引き続き行いました。</p>

政 策	3-5	スポーツの振興		
■基本方針（政策の目的）				
○体を動かすきっかけとなるスポーツへの参加の機会をつくり、自立した生涯スポーツ社会の実現をめざします。				
■代表的な指標				
指標名	基準値 (H21)	目標値 (H28)	実績値 (H27)	
市民健康スポーツの日参加者数	0人	3,000人	806人	
■実績値 (H27) について				
【市民健康スポーツの日参加者数】 平成23年度から開始した「市民健康スポーツの日」は、多くの種目を設定し、市民がさまざまなスポーツにふれる機会を提供する事業で、平成27年度は806人の参加となりました。				
■総括				
【成果】				
○平成24年度から「こがっ子元気アップチャレンジ事業」を開始し、子どもたちが体を動かすきっかけづくりを行いました。				
○平成20年度の調査で30.7%であった成人のスポーツ実施率は、平成24年度の調査で36.9%へ向上しました。市ではさらなる向上にむけて、「市民健康スポーツの日」をはじめ、市民がさまざまなスポーツにふれる機会の提供を行いました。				
○これまで学校体育施設開放が実施できていなかった古賀中学校、古賀東中学校の各体育館を市民に開放しました。				
【主な課題】				
○成人のスポーツ実施率や子どもの体力向上については、引き続き市民が気軽にスポーツを楽しむことができる環境づくりを推進していくことが必要です。				

■主な施策

施策	施策の目的	27年度までの取組
<p>1. スポーツ環境の充実</p>	<p>(1) 子どもの体力向上のため、スポーツ指導者の育成を図るとともに、体育協会などのスポーツ関連団体や学校、地域と連携します。</p>	<p>子どもの体力向上を図るきっかけづくりを行う「こがっ子元気アップチャレンジ事業」の中心を担う、スポーツ推進委員の育成を図り、平成24年から平成27年の間に2名増員しました。 また、子どもたちにスポーツの楽しさを伝えるため、体育協会加盟の各機関の協力を得て事業を実施しました。協力団体数も平成25年度の2団体から平成27年度は9団体に増加しました。 平成27年度には、地域の子ども会育成会とも連携し事業を実施しました。</p>
	<p>(2) 成人のスポーツ実施率向上のため、スポーツのきっかけづくりを提供する「市民健康スポーツの日」の実施や各校区コミュニティでの「総合型地域スポーツクラブ※」設立に向けた研究を行い、多様なスポーツ活動を推進します。</p>	<p>平成23年度から実施した「市民健康スポーツの日」については、体育協会と連携し実施内容を検討しました。総合型地域スポーツクラブの設立に向けた研究を行いました。</p>
	<p>(3) 気軽にスポーツを行うことのできる環境づくりのため、既存スポーツ施設の有効活用を図ります。</p>	<p>これまで学校体育施設開放を実施できていなかった古賀中学校体育館を平成25年度に、古賀東中学校体育館を平成27年度から開放しました。(平均稼働率50%) また、市民のニーズを踏まえ、インターネットを利用した公共施設予約システムの導入を具体的に検討しました。</p>

政策	4-1	良好な市街地・住環境の形成
----	-----	---------------

■基本方針（政策の目的）

- 土地区画整理事業などにより、都市基盤が整備された魅力ある市街地を形成するとともに、「古賀市土地対策指導要綱※」の適正な運用により、良好な市街地環境への誘導を行います。
- 地区計画制度※の活用や開発許可制度※の柔軟な運用により、市街化調整区域におけるコミュニティ活力の維持や回復に努めます。
- 都市計画区域外の地域については、都市計画区域への編入を延期し、開発動向や関連法令などを踏まえながら、適時、適切な土地利用規制を図ります。
- 市民の憩いの空間である公園の拡充や計画的な公園施設の整備により、良好な住環境の形成をめざします。
- 豊かで質の高い市民生活を実現するために、地域に愛着を持ち未来に誇れる景観に配慮したまちづくりを推進します。

■代表的な指標

指標名	基準値 (H21)	目標値 (H28)	実績値 (H27)
公園箇所数	153箇所	165箇所	167箇所
路上等違反広告物追放推進団体登録数	0団体	8団体	5団体

■実績値 (H27) について

【公園箇所数】
平成27年度までに9箇所増となり、市民の憩いの空間形成に寄与しました。

【路上等違反広告物追放推進団体登録数】
登録団体は5団体の登録がありました。

■総括

- 【成果】
- 高田土地区画整理事業の施行、及び地域の実情に即した用途地域の変更や地区計画の決定等を行い、良好な市街地の形成を図りました。
 - 市街化調整区域におけるコミュニティ活力の維持や回復のため、地区計画の決定や福岡県開発許可条例※に基づく区域指定を行い、新たな住宅等の受け入れを可能としました。
 - 都市計画区域外において、住宅と工場等の用途の混在が今後進行しないよう、特定用途制限地域※を指定しました。
 - 公園については、地域のニーズを反映させた新たな公園整備や公園施設長寿命化計画に基づく改築、修繕等を実施し、公園の拡充、機能の充実を図りました。
 - 花いっぱい運動、コスモスまちづくりプロジェクト、路上等違反広告物追放推進団体による違反広告物の簡易除却など、市民及び企業との連携による景観に配慮したまちづくりを推進しました。

【主な課題】

○良好な市街地を形成していくため、地域の実情に沿った適切な土地利用への誘導を図っていくことが必要です。

○市街化調整区域におけるコミュニティ活力の維持や回復のため、引き続き、地区計画の活用や福岡県開発許可条例に基づく区域指定など検討していくことが必要です。

○地域のニーズにあった公園整備を図るとともに、住民と行政が連携した公園管理を推進していくことが必要です。

○景観の形成については、引き続き「美しいまちづくりプラン（古賀市景観基本計画）」※に基づく取組を推進していくとともに、景観法に基づく景観計画※の策定に取り組む必要があります。

■主な施策

施策	施策の目的	27年度までの取組
1. 良好な市街地の形成	<p>(1) 都市基盤が整備された良好な住宅地や商業地などの供給を図るため、高田地区の土地区画整理事業を支援します。</p>	<p>平成27年4月に高田土地区画整理組合が設立認可を取得しました。</p>
	<p>(2) 高田地区の既存集落を含む区域と既存の市街化区域から国道3号までの市街化調整区域について、地区計画を指定し、市街化区域への編入に向けた準備を行います。</p>	<p>平成26年11月に高田地区地区計画を都市計画決定しており、市街化区域への編入に向けた準備を行いました。</p>
	<p>(3) 土地利用が大きく変化し、用途地域の変更が必要になった地域については、地権者や利害関係者との話し合いを進め、適切な土地利用が図られるよう努めます。</p>	<p>都市基盤整備等による土地利用状況の変化や地域の特性を踏まえ、鹿部地区国道3号沿線（平成24年6月）、古賀団地・中央・久保西・久保地区（平成24年12月）、ししぶ駅東口周辺（平成25年3月）、日吉地区（平成25年7月）において、住民説明会、公聴会及び都市計画審議会の審議を経て、用途地域を変更しました。</p>
	<p>(4) JR古賀駅周辺については、古賀市の玄関口として魅力ある地域となるよう土地利用を検討します。</p>	<p>平成26年度に「JR古賀駅東口周辺土地利用構想」を策定しました。構想に基づき、事業化に向けた検討を行いました。</p>
	<p>(5) 西鉄宮地岳線跡地については、用地取得を進め、有効活用を図ります。</p>	<p>平成24、26年度に古賀市土地開発公社等にて西鉄宮地岳線跡地を取得しました。古賀ゴルフ場入口から旧鉄道橋まで、遊歩道の整備を実施しました。</p>

2. コミュニティ活力の維持・回復	<p>(1) 昭和40年代に開発された住宅団地では、高齢化によるコミュニティ活力の低下や住宅の建て替えの進行が予想されることから、多様な世代が暮らせるような方策を検討します。</p>	<p>平成24年度から平成26年度まで、高齢化が進んだ地域への若年世帯転入を促進するため、まちなか暮らしにぎわい再生事業補助事業を実施し、11世帯43人の転入がありました。</p>
	<p>(2) 人口減少・少子高齢化などにより、コミュニティ活力の低下が懸念される市街化調整区域については、コミュニティ活力の維持や回復のため、地域の実情を踏まえて、地区計画の活用による一定の優良な住宅などの受け入れを検討します。</p>	<p>市街化調整区域において、地域の実情を踏まえ、病院千鳥地区（平成24年12月）、高田地区（平成26年11月）に地区計画を決定し、一定の優良な住宅などの受け入れを推進しました。</p>
	<p>(3) 「福岡県開発許可条例」に基づく集落活性化タイプ※の要件に該当する既存集落では、コミュニティの活性化に資する新たな住宅などの受け入れが可能となるよう、一定の条件が整った筈内区から順次、区域指定に向けた具体的取組を行います。</p>	<p>平成26年3月筈内区において、既存集落のコミュニティ活性化を図るため、福岡県開発許可条例に基づく集落活性化タイプによる区域指定を実施しました。</p>
3. 住環境の保全	<p>(1) 秩序ある開発が行われるよう、関係法令との整合を図りながら「古賀市土地対策指導要綱」の適正な運用を引き続き行います。</p>	<p>引き続き古賀市土地対策指導要綱の適正な運用を行いました。</p>
	<p>(2) 建築協定※や地区計画など、地域の実情に応じたきめ細かなルールづくりを推進します。</p>	<p>播磨地区（平成24年6月）、古賀団地・中央・久保西・久保地区（平成24年12月）、病院・千鳥地区（平成24年12月）、浜地区（平成26年2月）、高田地区（平成26年11月）に地区計画を決定しました。</p>
	<p>(3) 都市計画区域外の地域については、住宅地・工場などとの用途の混在が今後進行しないよう、特定用途制限地域の指定について検討します。</p>	<p>都市計画区域外の地域について、平成25年12月、特定用途制限地域に指定しました。</p>
4. 公園の整備	<p>(1) 健康づくりや子どもの遊び場など市民の憩いの空間形成のため、地域のニーズにあった公園整備を図ります。</p>	<p>地域住民参加によるワークショップを開催し、その協議結果を反映した、新たな公園整備に着手しました。市内公園箇所数目標値の165箇所を達成しました。</p>

	<p>(2) 市民が公園を安心して利用できるよう施設の安全点検・整備など適切な維持管理に努めます。</p>	<p>平成24年度に、公園施設の健全度調査を行い、調査結果を基に「古賀市公園施設長寿命化計画」を策定しました。本計画などに基づき、日常点検等による維持管理を行い、安全性の確保に努めました。</p>
	<p>(3) 地域の公園は、地域住民と行政の共働による美化を推進します。</p>	<p>地域の公園においては、清掃や草刈等を地域住民が実施するなど、共働による公園管理を実施しました。</p>
<p>5. 景観の形成</p>	<p>(1) 「美しいまちづくりプラン(古賀市景観基本計画)」に基づき、地域の特性を踏まえながら、市民・企業・行政が共働して、景観に配慮したまちづくりを推進します。</p>	<p>花いっぱい運動37団体、コスモスマちづくりプロジェクト116団体(2,400人)、古賀市路上等違反広告物追放推進団体認定制度等により、市民及び企業との連携による景観に配慮したまちづくりを推進しました。</p>
	<p>(2) 路上などの違反広告物をボランティアで簡易除却できる古賀市路上等違反広告物追放推進団体を増やす啓発活動を行い、都市景観の維持に努めます。</p>	<p>平成27年度末現在で、団体登録数は5団体であり、団体の活動風景を広報紙に掲載する等により啓発を行いました。平成27年度末までに団体と協力して計5,582枚の違反広告物を簡易除却し、景観の維持に努めました。</p>
	<p>(3) 良好な景観形成をより効果的に推進するため、市民の意識の高まりや周辺自治体の動向を踏まえながら、景観法に基づく景観計画の策定などを検討します。</p>	<p>景観計画の策定に向け検討しました。</p>

政 策	4-2	交通環境の形成	
■基本方針（政策の目的）			
○ 「南北」方向の道路・交通網を生かし、一体的な発展に寄与できるよう「東西」幹線道路を引き続き整備します。			
○ 誰もが安全で安心して利用できるよう、道路や橋の補修・補強を行うとともに、道幅の狭い生活道路を計画的に改善します。			
○ 交通弱者対策や利便性向上のため、地域の実情に即した持続可能な公共交通体系づくりに取り組みます。			
■代表的な指標			
指標名	基準値 (H21)	目標値 (H28)	実績値 (H27)
「東西」幹線道路の整備率 (延長)	47.9%	55.0%	52.2%
年間バス利用者数	249,738人	280,000人	258,070人
■実績値 (H27) について			
【「東西」幹線道路の整備率 (延長)】 栗原水上線、中川熊鶴線を整備したことにより整備率が進捗しました。			
【年間バス利用者数】 バス利用者数は平成25年度以降減少していましたが、平成27年度は各種施策の効果等により前年度に比べ増加しています。			
■総括			
【成果】			
○栗原水上線事業については、概ね計画通りに進捗しています。			
○中川熊鶴線事業については、県事業（国道3号以東）と合わせ平成30年度に交差点改良工事（国道3号以西）を実施する予定です。			
○県事業については、都市計画道路中川熊鶴線および筑紫野古賀線、町川原赤間線について県と連携して道路改良事業に取り組みました。			
○長期未着手の都市計画道路の検証方針を策定し、方針に基づき都市計画道路の変更や廃止の法定手続きを実施しました。			
○狭あい道路改良事業により、道幅の狭い生活道路の改善につながりました。			
○公共交通体系については、現バス路線の改善や利用促進策を実施しました。また、現バス路線を補完する地域ごとの移動手段の拡大も図られました。			
【主な課題】			
○今後も、「東西」方向の幹線道路の計画的整備に取り組むことが必要です。			
○バス路線を維持継続するため、公共交通活性化委員会の提言内容等を踏まえ、更なる改善や利用促進策の実施が必要です。			

■主な施策		
施策	施策の目的	27年度までの取組
1. 道路網の整備	(1) 「南北」幹線道路と交差する「東西」幹線道路を引き続き整備します。	都市計画道路「浜大塚線」「栗原水上線」の整備に取り組んでいます。(浜大塚線は平成33年度完成予定、栗原水上線は平成28年度完成予定です。)平成27年度末時点の「東西」幹線道路の整備率52.2%となりました。
	(2) 慢性的な渋滞の緩和と広域交通に対応するため、国・県道の拡幅や車線増加などの早期整備に向けて、引き続き関係機関と連携し取り組みます。	都市計画道路中川熊鶴線および筑紫野古賀線、町川原赤間線について県と連携して道路改良事業に取り組みました。
	(3) 都市計画道路のうち長期未着手となっている路線は、社会経済情勢や都市構造の変化などを踏まえ、その必要性について検証します。	平成24年度に、長期未着手の都市計画道路の検証方針を策定し、平成25年度及び26年度に、方針に基づき都市計画道路の変更や廃止の法定手続きを実施しました。
	(4) 道幅が狭い生活道路を改善するため、建物の新築や改築時に合わせたセットバック※の支援や、既設側溝の改良を行います。	狭あい道路の整備等を15件実施しました。
2. 移動手段の確保	(1) 現バス路線を基本的に維持しつつ、通勤・通学や買い物、通院などの利便性向上のために必要な改善を図ります。	平成24、25年度については便数の見直しや路線の変更を実施しました。平成26年度から公共交通活性化委員会を立ち上げ、公共交通の改善に関する提言書の取りまとめを平成27年度に行いました。また、平成27年度はグランドパス購入補助や無料キャンペーンを実施しました。
	(2) 地域で行う交通弱者に対する移動のサポート活動を引き続き支援します。	地域移動サポートの支援に加え、平成26年度からおでかけタクシーを2団体で開始し、交通弱者に対する支援の拡充を実施しました。

政 策	4-3	水道水の安定供給
-----	-----	----------

■基本方針（政策の目的）

○ 水道水の安定供給を図るため、水源の確保に努めるほか、老朽管の更新と計画的な給水区域の拡張を図ります。

■代表的な指標

指標名	基準値 (H21)	目標値 (H28)	実績値 (H27)
給水率※	80.1%	86.0%	75.2%

■実績値 (H27) について

【給水率】

給水人口の算出について、より正確な算出方法に改善した結果、人数が減少したため給水率実績値が低下しました。

■総括

【成果】

○北九州市からの受水開始の準備を行った結果、平成28年度4月から受水を開始することができ、水源の安定確保に寄与しました。また、老朽管の計画的な更新を行うとともに、給水区域拡張変更届出が承認され水道水の安定供給に寄与しました。

【主な課題】

○老朽管について計画的に更新を進めていく必要があります。

○北九州市水道用水供給事業※による受水開始など受水量の増加が見込まれることから、水量バランスの適正化が課題です。

■主な施策

施策	施策の目的	27年度までの取組
1. 水源の安定的確保	(1) 新たな水源を確保するため、「北九州市水道用水供給事業」を推進します。	北九州市からの受水開始に向けた準備を行いました。（平成28年4月から開始）
	(2) 河川水や地下水を確保するため、水源かん養林の保全・整備を引き続き支援します。	水源かん養林の保全・整備する水源涵養林整備事業へ財政的支援を行いました。

2. 水道施設の整備	(1) 衛生的な生活環境の構築のため、今後も計画的に給水区域の拡張を図ります。	米多比地区の一部への給水区域拡張等に伴う第10期拡張変更届出が承認されました。
	(2) 漏水などを未然に防ぐため、老朽配水管の更新を計画的に行います。	老朽配水管の更新について計画案を作成しました。
3. 節水意識の向上	(1) 節水意識の向上のため、今後も「節水コマ」の無料配布を行うなどの啓発を行います。	水道週間や水の週間などにおいて「節水コマ」等の啓発用物品を無料で配布するなど、啓発に取り組みました。

政策	4-4	下水道の整備
----	-----	--------

■基本方針（政策の目的）

○市民の生活環境の確保と公共用水域の水質保全を図るため、下水道施設の計画的な整備に取り組み、市全域の水洗化を図ります。

■代表的な指標

指標名	基準値 (H21)	目標値 (H28)	実績値 (H27)
汚水処理水洗化率※	88.2%	91.6%	93.6%

■実績値 (H27) について

【汚水処理水浄化率】
公共下水道事業計画等に基づいた計画的な下水道施設整備及び合併処理浄化槽の設置補助の取組により、目標値を上回ることができました。

■総括

【成果】

○汚水処理構想、古賀市公共下水道事業計画並びに農業集落排水事業計画に基づき計画的に整備を行いました。また、公共下水道等の集合処理区域以外については合併処理浄化槽の設置補助に取り組むことにより、市全域の水洗化率の向上に努め、生活環境の改善と公共用水域の水質保全に寄与することができました。

○平成27年10月に下水道使用料の改定を行い収入の確保に努めました。

○下水道事業会計の公営企業会計適用をめざし、資産調査等に取り組みました。

【主な課題】

○市内全域の水洗化に向け、新たな汚水処理構想等に基づき、効率性を踏まえつつ計画的に下水道施設の整備、合併処理浄化槽の設置補助に取り組むことが必要です。

○下水道事業の経営基盤強化のため、公営企業会計を適用し、経営の健全性や計画性・透明性の向上を図ることが必要です。

○既存下水道施設の機能維持による安定的な処理を行うため、老朽施設等について計画的な改築・更新が必要です。

■主な施策

施策	施策の目的	27年度までの取組
1. 下水道施設の整備	(1) 地形や住居の立地状況や経済性を勘案しながら、公共下水道事業・農業集落排水事業の整備を計画的に推進します。	汚水排出源の立地状況や経済性を勘案し、現行汚水処理構想、公共下水道事業計画並びに農業集落排水事業計画に基づき計画的に整備を行いました。
	(2) 汚水処理水洗化率向上のため、合併処理浄化槽設置補助に引き続き取り組みます。	合併処理浄化槽の設置補助を73件実施しました。

2. 下水道事業会計の健全化	(1) 下水道の企業会計導入の検討など、下水道事業会計の健全化に努めます。	平成27年10月に下水道使用料の改定を行い、収入の確保に努めました。また、公営企業会計適用をめざし、資産調査等に取り組みました。
----------------	---------------------------------------	--

政策	5-1	災害対策の強化		
■基本方針（政策の目的）				
○市民の生命・財産を守るため、国、県、消防、警察、地域、学校、企業などと連携して、災害対策や国民保護に取り組みます。				
■代表的な指標				
指標名	基準値（H21）	目標値（H28）	実績値（H27）	
自主防災組織数	0団体	45団体	46団体	
■実績値（H27）について				
【自主防災組織数】 平成25年度に増加した行政区（1箇所）においても自主防災組織が設立され、全行政区で設立されました。				
■総括				
【成果】				
○自主防災組織が全行政区に設立され、地域防災力としての基盤が整いました。				
○県事業である葉王寺地区の砂防事業について県と連携しながら取り組むなど、自然災害対策として、河川はん濫防止や砂防事業、松くい虫防除などを行い、災害対策の強化に寄与しました。				
○平成23年3月に策定した「古賀市災害時要援護者避難支援プラン※」により、要援護者名簿の作成を速やかに行うことができました。（システムは、平成25年度に導入しました。）。また、モデル地区から他地区へ良い波及効果も出てきており、制度への理解の深まりと地域防災への機運が高まりました。				
【主な課題】				
○ハザードマップや総合防災マップを全戸配布しましたが、市民に対してそれらを活用し、災害への備えが行えるよう啓発に努める必要があります。				
○災害時の情報伝達力を強化するため、防災行政無線のデジタル化などを計画的に進める必要があります。				
○全行政区で自主防災組織が設立され、防災訓練や出前講座・研修会等を行ってきましたが、さらなる取組が必要です。				
■主な施策				
施策	施策の目的		27年度までの取組	
1. 防災体制の充実	（1）「古賀市地域防災計画※」を見直し、国・県・企業などの関係機関と連携しながら防災体制の充実を図ります。		必要に応じ、国や県、企業などが委員となった防災会議を実施し、地域防災計画の見直しを行いました。	

<p>(2) 早期避難行動を可能にするため、「洪水・土砂災害ハザードマップ※」「地震・津波ハザードマップ※」を作成し、土砂災害防止法※に基づく災害危険箇所や浸水想定区域の周知徹底を図るとともに、的確な対処ができるよう啓発に取り組みます。</p>	<p>平成24年4月に洪水・土砂災害ハザードマップを、平成25年3月に地震・津波ハザードマップを全戸配布し、住民に災害危険箇所等を周知しました。また、平成26年度には、災害危険箇所について地域ごとにヒアリングを行い、それをもとに平成27年度に総合防災マップを作成しました。(平成28年度に全戸配布しました。)</p>
<p>(3) 地震による建築物倒壊などの被害から市民を守るため「古賀市耐震改修促進計画※」を策定し、公共建築物の耐震化に努めます。</p>	<p>市所有の公共建築物の耐震改修工事を順次実施しており、研修棟を除き特定建築物の耐震化率は100%を達成しました。</p>
<p>(4) 一時避難場所の確保や指定避難所などの増設を図るとともに、備蓄品を充実させます。</p>	<p>住民からの要望等も踏まえ、新たにサンリブ古賀などの緊急避難場所の協定を締結するなど、避難場所の増設を図りました。また、8小学校に設置した防災倉庫に食料・避難資機材を計画的に備蓄しました。</p>
<p>(5) 防災行政無線の機能拡充や携帯端末機の利用など、情報伝達の多様化を図るとともに、地域への情報連絡体制を確立し、災害時の情報伝達力を強化します。</p>	<p>情報伝達手段の多様化のため、電子メールやエリアメール等による情報連絡体制を確立しました。また、防災行政無線のデジタル化工事に向け、実施設計を完了しました。</p>
<p>(6) 地域の防災力向上を図るため、市内全域に自主防災組織の設立を推進し、地域の避難計画の策定や防災訓練の実施、避難・救助用機材の整備など、自主防災体制を強化します。</p>	<p>平成26年度に全行政区での自主防災組織設立が達成されました。その上で、地域での防災訓練などに取り組みました。また、備蓄計画を策定し、食料・避難資機材を計画的に備蓄しました。</p>
<p>(7) 「災害時要援護者避難支援プラン」に基づき、災害時要援護者への避難支援体制づくりを推進します。</p>	<p>平成24年度から平成26年度にかけ、2行政区ずつ、計6行政区において福岡県災害時要援護者避難支援事業の個別計画策定支援モデル地区の指定を受け(1モデル地区：座学3回、避難訓練1回)、広報紙での啓発や出前講座に加え、実践的な取組が進んでいます。</p>

	<p>(8) さまざまな災害を想定した総合防災訓練を実施するとともに、学校・保育所などの防災マニュアルを充実し、防災教育や避難訓練に取り組みます。</p>	<p>平成27年度までに全校区において、津波や地震に対する防災訓練を県、消防などと共同で実施しました。各学校・保育所では防災マニュアルを更新するとともに、避難訓練を実施しました。</p>
	<p>(9) 古賀市消防団※を地域防災の要としてさらに活性化するため、団員確保を図るほか装備を充実します。</p>	<p>団員確保のため、処遇改善を実施するとともに、女性部を創設すべく条例を制定しました。また消防車両を計画的に更新するなど、装備を充実させました。</p>
2. 自然災害対策の強化	<p>(1) 河川の氾濫や土砂災害などの危険箇所について、県と連携し災害防止などに取り組みます。</p>	<p>市営河川等の危険箇所対策を18件実施しました。また、県事業である薬王寺地区の砂防事業について県と連携し取り組みました。</p>
	<p>(2) 防風保安林保護のため、松くい虫防除などによる保全・育成を引き続き行います。</p>	<p>松くい虫対策として、薬剤地上散布、薬剤樹幹注入、伐倒駆除を毎年実施しました。 松原保全活動協議会と連携し松枝や松葉の収集を行い、松原の環境保全を行いました。</p>
3. 国民保護体制の充実	<p>(1) 武力攻撃事態などが発生した場合を想定し、「古賀市国民保護計画※」に基づき、市民や他機関と連携し、的確で迅速な避難など適切な国民保護措置がとれるよう備えます。</p>	<p>武力攻撃事態が発生した際、市民の保護のために必要な情報を伝達する「アラート※」をすでに導入し、有事の際、適切な対応ができるよう備えています。</p>

政策	5-2	防犯の強化	
■基本方針（政策の目的）			
○ 犯罪のないまちをめざし、国、県、警察、地域、学校、企業などと連携して、防犯体制の充実や暴力団対策の強化に取り組みます。			
■代表的な指標			
指標名	基準値 (H21)	目標値 (H28)	実績値 (H27)
市内犯罪発生件数	828件	650件	385件
■実績値 (H27) について			
【市内犯罪発生件数】 平成24年度をピークに平成27年度は385件へ減少しました。			
■総括			
【成果】			
○県、警察、地域や自主防犯団体などと連携しながら、市民に対して情報提供を行い、地域でのパトロール活動などを実施することにより、市内の犯罪発生件数が減少しています。			
【主な課題】			
○市内犯罪発生件数は、減少傾向にあるが、今後も、警察との連携を強化しつつ、地域での防犯活動を行うことが必要です。			
■主な施策			
施策	施策の目的	27年度までの取組	
1. 防犯体制の充実	(1) 地域の安全・安心を担う古賀市安全安心まちづくり推進協議会の活性化を図るとともに、地域の自主防犯団体に対し、犯罪情報や防犯知識に関する情報を提供するなど、活動に対する支援を行います。	古賀市安全安心まちづくり推進協議会、古賀市自主防犯団体連絡会議を開催し、犯罪情報などの情報提供を行いました。平成25年度にJR千鳥駅、平成26年度JRしじふ駅に防犯カメラを設置し、犯罪抑止につながりました。また、防犯団体等による夏休み期間中の防犯パトロール、夜間合同パトロール、児童生徒の登下校時見守りの活動に対して啓発物の提供などの支援を行いました。	
	(2) 不審者情報の携帯端末機への伝達や市ホームページへの掲載など、犯罪情報の提供体制を強化します。	不審者情報の携帯端末への伝達や公式ホームページへ校区别犯罪発生件数等の掲載を行いました。	

<p>2. 暴力団対策の強化</p>	<p>(1) 暴力団の排除を推進するため、「古賀市暴力団排除条例※」に基づき、市民などへ広報・啓発活動を実施するとともに、情報提供や必要な支援を行います。</p>	<p>古賀市暴力追放古賀市民会議を開催し、暴力団排除活動などの情報提供や暴力追放ポスターを掲示するなど市民への啓発を行いました。</p>
--------------------	---	--

政策	5-3	交通安全の推進		
■基本方針（政策の目的）				
○ 交通事故・飲酒運転のないまちをめざし、関係団体と連携して、交通安全の推進に必要な施策に取り組めます。				
○ 誰もが安心して道路を利用できるよう、交通安全施設の充実や歩道のバリアフリー化を計画的に推進します。				
■代表的な指標				
指標名	基準値 (H21)	目標値 (H28)	実績値 (H27)	
市内交通事故発生件数	420件	380件	400件	
■実績値 (H27) について				
【市内交通事故発生件数】 平成24年度をピークに平成27年度は400件に減少しました。				
■総括				
【成果】				
○交通安全協会や粕屋警察署と連携して、交通事故防止と交通安全の啓発活動を実施しており、市内交通事故発生件数は減少傾向となっています。また、平成27年度から古賀市通学路安全推進会議において、古賀市通学路交通安全プログラムを試行実施しました。				
○市内各小学校の通学路について危険箇所を把握し、古賀市通学路安全推進会議において危険箇所の点検と対策を検討し、必要な整備を行いました。また、歩道は、新設及び既設改良の際にバリアフリー整備し、交通安全の推進に寄与しました。				
【主な課題】				
○市内交通事故発生件数は減少傾向ですが、高齢者や飲酒運転による交通事故の占める割合は増えつつあり、さらなる取組が必要です。				
■主な施策				
施策	施策の目的		27年度までの取組	
1. 交通安全意識の向上	(1) 交通事故のないまちづくりを進めるため、粕屋警察署や古賀市交通安全協会などの関係団体と連携し、交通安全意識の高揚を図るとともに、高齢者を対象とした啓発を重点的に行います。		年2回（春・秋県民運動期間）、粕屋警察署と古賀市交通安全協会とともに、古賀自動車学校協力のもと65才以上の高齢者を対象とした自動車安全運転スクールを開催しました。（各30人）また、毎年老人クラブが実施している老人クラブ教養講座に合わせ、古賀市交通安全協会が高齢者向けの啓発物資等を配布し、高齢者への啓発を行いました。	

	<p>(2) 粕屋警察署などと連携しながら、飲酒運転撲滅に向けた啓発などに取り組みます。</p>	<p>平成24年から毎年8月に飲酒運転撲滅を呼びかけるパレードを実施しました。また、毎年、市内商業施設等で街頭啓発を実施し、飲酒運転撲滅の啓発活動を行いました。</p>
	<p>(3) 自転車利用のマナーアップを推進し、交通ルール遵守の啓発に取り組めます。</p>	<p>毎年、粕屋警察署及び交通安全協会と連携し、小学4年生に対して自転車の乗り方など交通安全教室を実施しました。また、市内イベントや学校において啓発に取り組めました。</p>
<p>2. 交通安全施設の充実</p>	<p>(1) 安全な道路にするため、交通安全施設の充実と歩道のバリアフリー化を計画的に進めます。</p>	<p>交通安全施設については、古賀市交通安全協会等と施工必要箇所を選定し実施しました。歩道のバリアフリー化を、平成27年度までに2,777m行いました。</p>

政 策	6-1	地域福祉の推進		
■基本方針（政策の目的）				
○誰もが住み慣れた地域で助けあい、支えあいながらいきいきと暮らせるよう、地域福祉※活動を推進します。				
■代表的な指標				
指標名	基準値（H21）	目標値（H28）	実績値（H27）	
福祉会設置数	39団体	41団体	41団体	
■実績値（H27）について				
【福祉会設置数】 福祉会を未設置区に設置したことにより、新しく設置された区の地域福祉の推進が図られたことはもとより、福祉会同士の情報交換や交流等、活動の幅を広げることにつながりました。				
■総括				
【成果】				
○古賀市地域福祉（活動）計画のめざす「こまったときはお互いさま、たよりあえるまち」の実現に向け、出前講座や広報紙での啓発を実施し、地域福祉の推進を図りました。				
○福祉会が行うサロン活動への支援のほか民生委員・児童委員の増員に向けた取組や、民生委員・児童委員協議会活動の支援を行うことで、地域福祉の推進を図りました。				
【主な課題】				
○少子高齢化や地域でのつながりの希薄化など、昨今の社会情勢を見ると地域福祉の推進の重要性は増しており、継続した啓発が必要です。				
○地域福祉を推進するにあたっては、市民に自助・共助の必要性を理解してもらうとともに、地域福祉の推進を担う人づくりに取り組んでいくことが必要です。				
○地域福祉活動の推進については、民生委員・児童委員の活動を支援するとともに、地域福祉の担い手である古賀市社会福祉協議会との連携を更に強化していくことが必要です。				
■主な施策				
施策	施策の目的		27年度までの取組	
1. 地域福祉意識の向上	(1) 地域で助けあい、支えあう意識の高揚を図るため、出前講座や地域イベントなどで地域福祉の必要性を啓発します。		古賀市社会福祉協議会と共同で出前講座を実施したほか、地域福祉をテーマに毎年、広報紙で啓発しました。	
2. 地域福祉活動の推進	(1) 地域福祉の担い手である古賀市社会福祉協議会などと引き続き連携を図りながら、地域福祉活動の推進を図ります。		古賀市社会福祉協議会への助成を通し、福祉会が行うサロン活動を支援することにより、地域福祉活動の推進を図りました。	

(2) 住み慣れた地域でいきいきと暮らせるよう、地域で子どもや高齢者などへ必要な援助や相談を行う民生委員・児童委員について、地域の実情を踏まえた段階的な増員や必要な支援を行うことにより、地域の見守り体制の充実を図ります。

民生委員・児童委員については、平成28年度の一斉改選に向け、必要な増員を福岡県に要望しました。
古賀市民生委員・児童委員協議会への助成を行うとともに、中学校区別ブロック制での組織体制への変更を行うなど活動の支援を行いました。

政策	6-2	健康づくりの推進		
■基本方針（政策の目的）				
○ 市民一人ひとりが気軽に健康づくりに取り組むことができるよう、保健・医療・福祉の連携のもと、健康づくりを行う環境の充実や健康意識の向上を図ります。				
■代表的な指標				
指標名	基準値 (H21)	目標値 (H28)	実績値 (H27)	
ウォーキング関連事業参加者数	602人	1,400人	2,363人	
■実績値 (H27) について				
【ウォーキング関連事業参加者数】 定期的にウォーキング事業を実施することにより参加者が徐々に拡大し、目標値を大きく上回りました。				
■総括				
【成果】				
○平成26年度から、ヘルス・ステーション設置補助事業を開始し、平成27年度までに5ヶ所を設置しました。地域の公民館を活用した子どもから高齢者までの健康づくり・介護予防の取組を市民主体で実施できるよう、地域を支える人材育成（健康づくり推進員など健康づくり関連サポーター）も併せて一体的に行い、健康づくりの推進に寄与しました。				
○健康づくりの一つとして、気軽に取り組めるウォーキングを推進しており、年2回実施の市民ウォーキングの参加者が増えるなど、ウォーキングが市民に定着してきました。				
【主な課題】				
○高齢化に備え、在宅でも不安なく暮らせる地域づくりを推進するために、地域の実情に応じたヘルス・ステーションの活動や地域人材による活動を支援していくことが必要です。				
○より多くの市民が参加しやすいウォーキング事業を実施していくため、新たなコースの選定や周知等を行いながら身近な場所でのウォーキングを推進し、健康づくり意識の向上を図ることが必要です。				
■主な施策				
施策	施策の目的		27年度までの取組	
1. 健康づくり環境の充実	(1) 市民の健康づくりを支援するため、健康づくりの指導・助言などを行う「健康づくり推進員」を積極的に活用します。		平成23年度から養成している健康づくり推進員は平成27年度末現在40名となり、地域や学校等での健康測定会で活動し、市民の健康意識の向上に寄与しました。	

	<p>(2) 健康づくりの指導的役割を担う人材の育成を継続し、関係機関と連携しながら地域における健康づくりを推進します。</p>	<p>市が養成している健康づくり関係サポーターの合同研修会を実施しました。連携しながら各分野（健康づくり、運動、食事等）から考える市民の健康づくりとともにヘルス・ステーションの設置と併せた地域づくりを推進しました。</p>
	<p>(3) 食生活改善に関わる市民団体などと連携を図りながら、「古賀市食育推進計画※」を策定するとともに、食育の推進に取り組みます。</p>	<p>食生活改善推進員の会員数は平成27年度末現在44名となり、食を通じた健康づくりを推進しました。「古賀市食育推進計画」については、平成30年度からの古賀市健康増進計画と一体的に作成することに決定しました。</p>
	<p>(4) 気軽に健康づくりに取り組むことができるよう、ウォーキング事業の実施や地域における「歩いてん道」の活用など、ウォーキングを推奨します。</p>	<p>年2回実施している市民ウォーキングについては、季節感豊かな自然を満喫できるコースを設定し、市民がより参加しやすい事業にするため、それぞれ2コース用意しました。 地域ウォーキングについては「サンサン仲間づくり講座」内で歩いてん道を活用したウォーキングを実施し、ウォーキングの推奨を行いました。</p>
2. 健康意識の向上	<p>(1) 健康講座・出前講座などを通し、心身の健康づくりに関する正しい知識を普及・啓発します。</p>	<p>平成27年度は年間32回、1,149名に対し健康づくりに関するまちづくり出前講座を実施しました。また、出前講座や学校、地域、企業での健康づくりの取組において、平成26年度以降年間5,000人を超える骨密度等の測定を通し生活習慣改善の促進を図りました。</p>
	<p>(2) 粕屋医師会・福岡東医療センターなどの医療機関や福岡女学院看護大学、クロスパルこがと連携し、専門性を生かした健康づくりの啓発に取り組みます。</p>	<p>増加傾向にある人工透析患者を減少させるため、平成24年度から慢性腎臓病（CKD）対策として、健診受診後に市内医療機関と連携し治療につなぐシステムを構築しました。また、福岡女学院看護大学と連携し、「自分の健康は自分でつくるもの」という意識の向上のため、妊娠期、児童・生徒期、働く世代、高齢期などのライフステージに応じた健康教育、普及・啓発を実施しました。</p>

政策	6-3	保健・医療の充実	
■基本方針（政策の目的）			
○すべての市民が生涯にわたって健やかに生活できるよう、保健・医療・福祉の連携のもと、健診などの保健事業や地域医療を充実します。			
■代表的な指標			
指標名	基準値（H21）	目標値（H28）	実績値（H27）
高齢者インフルエンザ予防接種接種率	45%	60%	48%
粕屋地域在宅医療ネットワーク※市内登録者数	1,242人	2,600人	2,129人
■実績値（H27）について			
【高齢者インフルエンザ予防接種接種率】 接種率は、毎年50%前後を維持しています。			
【粕屋地域在宅医療ネットワーク市内登録者数】 かかりつけ医及び地域を通じた周知により徐々に増加しています。			
■総括			
【成果】			
○母子保健の推進において、増加するハイリスク妊婦や、毎年1割程度で出生している低体重児の課題に対応するため、産科医療機関と連携し、健康面や生活面での不安や課題解決のための支援を行いました。			
○平成26年度からは福岡女学院看護大学と連携し、市内3中学校での性教育を実施しました。妊娠・出産に係るリスク予防の観点からの新たな取組が、大人になる前の自覚を促す機会となりました。			
○成人期においては、市民の生活に影響を与えるがんや生活習慣病を早期に治療・改善につなげるため、健診受診率の向上をめざし、受診勧奨や受診を促す健康意識の向上に取り組んだことから、平成27年度において、特定健診の受診率が上昇しました。			
○平成18年に粕屋北部で発足した在宅医療ネットワークが、平成26年度から県全域に拡大されました。なお、本市の登録者数は県内でも最多となり、より安心な医療を提供する環境を整えました。			
【主な課題】			
○妊娠・出産のリスクを予防するためには、それに関わる知識の普及や教育が必要であるとともに、経済的な支援や、子育てしやすい社会環境の構築など、多岐にわたる課題が存在します。子育て期においても関係者が連携して切れ目のない支援に取り組んでいますが、今後は、よりきめ細かな切れ目のない相談支援ができるワンストップの体制づくりが必要です。			
○地域における健康づくりや人材育成を推進しながら、市民の健康意識の向上を図るとともに、特定健診やがん検診の受診率の向上を図ることが必要です。			

○高齢社会に対応するため在宅のまま不安なく暮らせる地域をめざし、在宅医療ネットワークを基盤に今後はさらに医療と介護が連携するシステムを構築することが必要です。

■主な施策

施策	施策の目的	27年度までの取組
1. 母子保健の推進	(1) 安心して出産を迎えられるよう、妊娠期からの健診や健康指導などを充実します。	妊婦健診（14回分）の補助を実施しました。 妊娠期からのケア・サポート事業として、母子手帳交付時にアンケートを行い、保健指導・支援を実施しました。
	(2) 子どもの健やかな成長のため、乳幼児期における健診などを推進します。	4ヶ月児・10ヶ月児は市内医療機関に委託し個別健診を実施しました。 1歳6か月・3歳児はサンコスモで内科、歯科健診、保健師等の問診、発達相談等を実施しました。
2. 疾病予防・早期発見の強化	(1) 医療保険者として、特定健診や保健指導を引き続き行い、特に慢性腎臓病の予防に取り組めます。	特定健診や保健指導を引き続き実施しました。 特に慢性腎臓病（CKD）対策として「粕屋地区CKD連携システム」を活用し、対象者への早期受診勧奨を行うとともに、かかりつけ医及び腎専門医との連携を図りながら保健指導を実施しました。
	(2) がん検診の受診率向上に向けた啓発などの取組を強化します。	がん検診推進事業として、一定年齢の対象者に子宮頸がん、乳がん、大腸がん検診の無料クーポン券を配布し、受診勧奨を行い、子宮頸がん、乳がん検診は再勧奨を実施しました。
	(3) 感染症に関する予防などの啓発に、引き続き取り組みます。	福岡東医療センターと連携し、感染症に関する勉強会を実施しました。また、流行した感染症については、広報紙や公式ホームページを活用した周知や対応方法等の啓発を実施しました。
	(4) 各種予防接種の接種率向上に向けた取組を強化します。	小児予防接種をはじめ、特に高齢者インフルエンザ、高齢者肺炎球菌予防接種（平成26年10月定期化）については、広報紙やポスター、各種会議での周知を図りました。
3. 地域医療の推進	(1) 医療機関などとの連携のもと、休日・夜間救急医療体制を維持するとともに、適正な受診を啓発します。	粕屋医師会、粕屋北部消防署と連携し、休日及び夜間の救急医療体制を確保し、地域住民に対する救急医療知識の普及・啓発を実施しました。

(2) 粕屋医師会や関係医療機関を中心に、「粕屋地域在宅医療ネットワーク」を推進します。

粕屋地域在宅医療ネットワークの活動を福岡県下に拡大するため、平成26年度4月から福岡県医師会に事務局を置き「とびうめネット」として運用開始されました。

政 策	6-4	子育て支援の充実		
■基本方針（政策の目的）				
○ 子どもが健やかに成長することができ、誰もが安心して楽しみながら子育てできるよう、児童の育成と子育て支援を充実します。				
■代表的な指標				
指標名	基準値 (H21)	目標値 (H28)	実績値 (H27)	
休日保育※実施保育所数	0箇所	1箇所	1箇所	
家庭訪問件数（延べ件数）	174件	600件	490件	
■実績値 (H27) について				
【休日保育実施保育所数】 1箇所実施することにより、休日の就労者などに対する保育サービスの充実につなげることができました。				
【家庭訪問件数（延べ件数）】 訪問件数は490件で訪問率はほぼ100%であり、孤立感や不安感の軽減につなげることができました。				
■総括				
【成果】				
○多様な子育て支援のニーズへ対応するため、子育て情報の提供、ふれあいの場の充実、乳児家庭全戸訪問などによる家庭保育の充実を図りました。				
○幼児教育の質の向上のため、教職員などの研修や園の地域開放に取り組みました。				
○休日保育を新たに実施することにより保育サービスを充実させました。				
○児童虐待などの要保護児童等の支援として、個々の実情に合った相談や支援ができるように要保護児童対策地域協議会を開催し、児童虐待防止の取組を行いました。				
【主な課題】				
○地域のつながりの希薄化などにより、子育て家庭の孤立感や不安感が高まっている現状から、切れ目のない支援を充実するため、乳幼児期におけるワンストップの体制づくりや関係機関の連携強化が求められています。				
○公式ホームページや子育てBOOK※などの情報誌で情報提供を行うなど、より効果的で多様な情報提供のあり方を検討することが必要です。				
○地域と行政が一体となって子育て支援をしていく体制が求められ、市民力を活かした子育て応援サポーターなどの活動を推進して行くことが必要です。				
○保育ニーズに対応するため、病児保育など多様な保育サービスの充実に向け検討していくことが必要です。				

○ひとり親家庭等をはじめとした子どもの貧困問題が社会問題化している中で、子どもの将来が生まれ育った環境により左右されることなく、健やかに育成される環境整備や教育の機会均等を図るための子どもの貧困対策を推進する必要があります。

■主な施策

施策	施策の目的	27年度までの取組
1. 子育て環境の充実	(1) 子育て支援を総合的・計画的に推進するための基本を定めた条例を制定します。	「古賀市子ども条例（仮称）」の制定に向け、他市の条例などの情報収集を行いました。
	(2) 多様なニーズに対応した子育て支援策に取り組めるよう、保育所の再編を継続します。	保育所再編計画に基づき、平成26年4月に久保保育所の民間移譲を実施しました。また、恵保育所の民間移譲に向けた準備をしました。
	(3) 公式ホームページや「子育てBOOK」を充実させ、子育てに関する情報提供を行います。	子育てに関する情報提供の機会を充実させるために、子育て中の母親たちによる子育て情報誌「こもこも」を平成27年度から発行しました。「子育てBOOK」の情報では幼児健診・予防接種などの内容を新たに掲載し、内容の充実を図りました。
	(4) 子育ての不安や悩みの解消と親子がふれあえる場や機会を提供するため、つどいの広場「でんでんむし」などにおける家庭支援を充実します。	保護者同士の交流が図れるように、つどいの広場「でんでんむし」内にコーナーを設け交流ゾーンの整備を行うとともに、提供型支援から児童の主体性を尊重する支援に取り組みました。（平均利用者数61人/日） 子育て情報誌「こもこも」で地域の子育てサロンや遊び場の特集により情報提供を行いました。
	(5) 関係機関と連携を強化し、相談体制の充実を図ります。	保育所、児童館、少年センターなどと連携し、子どもに関する情報を共有することで、個別相談の支援内容を充実させました。また支援が必要な場合は、要保護児童対策地域協議会などを通じて専門機関につなげました。
	(6) 子育て家庭の孤立を防ぐため、引き続き家庭訪問を行います。	乳児家庭全戸訪問では、訪問率がほぼ100%の訪問ができており、その中で課題を抱えている家庭については、養育支援訪問で必要な支援につなぐことにより、孤立感や不安感の軽減を図ることができました。

	<p>(7) 子育ての経済的負担を軽減するため、幼稚園児のいる家庭への支援や子どもの医療費の公費負担に取り組みます。</p>	<p>幼稚園児のいる家庭に対し、就園奨励費補助を行うことにより、経済的負担軽減を図りました。また平成24年4月に乳幼児・子ども医療制度を開始（小中学生・高校生の入院医療費助成拡大）し、平成26年10月に小学生の通院医療費助成を拡大する等、子どもの医療費を公費負担することにより、子育て世帯の経済的負担軽減を図りました。</p>
2. 幼児教育の充実	<p>(1) 幼稚園・保育所・小学校の連携促進と教職員の研修支援などにより、幼児教育全体の質の向上を図ります。</p>	<p>就学前児童の入学支援で小学校との情報交換などを行い、子どもの情報が途切れないようにつなげました。また、市の特別支援教育授業研修会に小・中学校の教員とともに保育士などが参加し学ぶことや保育士などの療育研修により質の向上を図りました。</p>
	<p>(2) 就園前の異年齢児とのふれあいの機会を増やすため、幼稚園や保育所の地域開放を促進します。</p>	<p>保育所・幼稚園では、小学生との交流や高齢者施設への訪問、地域行事への参加など、ふれあいの機会を設けました。また、未就園児がいる世帯に対し、園を開放する取組や育児講座などを開催し、地域開放を行いました。</p>
	<p>(3) 幼児教育の充実を図るため、幼稚園に対し引き続き支援します。</p>	<p>幼稚園に対し、引き続き支援を行うとともに、情報交換の場を設け、子ども・子育て支援新制度などの情報を共有することができました。</p>
3. 保育サービスの充実	<p>(1) 多様な保育ニーズに対応するため、延長保育・一時預かり・病後児保育を継続するとともに、休日保育などについて検討し、保育サービスの充実を図ります。</p>	<p>延長保育・一時預かり・病後児保育の事業を継続実施するとともに、平成26年度末から新たに休日保育を開始し、保育サービスの充実を図りました。</p>
	<p>(2) 放課後の児童の安全確保や健全育成を図るため、学童保育を整備し、引き続き取り組みます。</p>	<p>花鶴小学校における児童数の増加に対応するため、花鶴小学校グラウンド内に学童保育所を増級整備しました。</p>
4. 要保護・要支援児童対策の強化	<p>(1) 行政、家庭、保育所、学校などの関係機関が連携し、児童虐待などの要保護・要支援児童の早期発見・早期対応に努めます。</p>	<p>要保護児童等の早期発見・早期対応に努めるため、要保護児童対策地域協議会の各機関が効率的・効果的に支援ができるように協議会の運営方法等の見直しを行いました。児童虐待の防止等に関する法律の周知を協議会などで行うことにより、早期に情報を得ることにつながりました。</p>

	<p>(2) 児童虐待を未然に防ぐための啓発を強化します。</p>	<p>要保護児童対策地域協議会の研修会などで児童虐待の全国共通ダイヤル189の周知を行いました。また、「どならない子育て」を広報紙に連載するとともに「どならない子育て講座」を開催するなど、児童虐待を未然に防ぐための啓発を強化しました。</p>
<p>5. ひとり親家庭などへの自立支援の推進</p>	<p>(1) ひとり親家庭などに対する相談体制を充実させるとともに、就労や生活安定への経済的支援を行い、自立を促進します。</p>	<p>児童扶養手当などの経済的支援を継続するとともに、相談を受けた際にひとり親家庭等支援事業の説明を行い、生活の安定のために生活再生支援の相談につなげ、自立を促進しました。</p>

政 策	6-5	高齢者福祉の推進		
■基本方針（政策の目的）				
○ “いつも健康 いつでも安心 だれもがいきいき” を合い言葉に、誰もが住み慣れた地域で、尊厳あるその人らしい生涯を送ることができるよう、地域全体で支えあうための支援体制や介護予防の取組を推進します。				
■代表的な指標				
指標名	基準値 (H21)	目標値 (H28)	実績値 (H27)	
認知症サポーター養成数 (累積数)	1,040人	3,500人	5,327人	
■実績値 (H27) について				
【認知症サポーター養成数 (累積数)】 平成20年度から認知症サポーター養成講座を開始し、小学校8校・市民団体・行政・企業などに順次拡大して実施した結果、目標値を大きく上回りました。				
■総括				
【成果】				
○ 「いつも健康、いつでも安心、だれもがいきいき」 をコンセプトに、高齢者が、住み慣れた地域で元気に暮らせるため、介護予防活動の強化を図り、生涯健康に過ごせるよう外出促進事業・家トレ事業など独自の事業を行いました。				
○ 医療・介護・福祉分野の専門職が今後の在宅医療介護連携のあり方を検討する「コスモスネット」を立ち上げ、地域における生活支援の推進を図りました。				
【主な課題】				
○ 介護予防・生活支援・生きがいづくりを目的に、人材育成や様々な事業を市民と共に行ってききましたが、より地域活動を推進していくための環境づくりが必要です。				
○ 団塊の世代が後期高齢者となる平成37年度を見据え、医療・介護・住まい・生活支援・介護予防等の政策間連携の下、地域全体で支え合う「地域包括ケアシステム」の仕組みづくりが必要です。				

■主な施策		
施策	施策の目的	27年度までの取組
1. 介護予防の推進	(1) 生涯健康で過ごせるよう、すべての高齢者を対象に疾病の予防や効果的な介護予防に取り組みます。	公共施設や地域公民館等で、介護予防を目的とする運動や音楽等を通じた活動の活性化を図りました。平成26年度からは、高齢者が家で行える簡単な運動を考案し、普及のためにメディアを積極的に活用し、介護予防意識の向上を図りました。
	(2) 生活機能の低下を予防するため、「チェックリスト※」の活用により、介護予防を推進します。	平成27年4月の介護保険法改正により、チェックリストの一斉配布による対象者把握は行わないこととなったため、平成27年度からは介護保険サービスの未利用者の訪問や民生委員による高齢者調査に基づき、高齢者等への訪問を実施しました。
2. 地域における生活支援の推進	(1) 住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、地域福祉の推進を図りながら、地域包括支援センター※を中心に保健、医療、介護、福祉分野のさまざまな社会資源と連携し、相談機能や支援体制を充実します。	古賀市在宅医療介護連携協議会「コスモスネット」を平成27年5月に立ち上げ、医療・介護・福祉分野の専門職が今後の在宅医療介護連携のあり方について検討し、支援体制の充実を図りました。
	(2) 成年後見制度や虐待防止など、高齢者の権利擁護に取り組みます。	古賀市社会福祉協議会への委託により、高齢者・障がい者の財産管理事業を実施しました。 市民後見人の育成に向けた取組を開始しました。 古賀市虐待防止マニュアルを見直し、適切な支援体制の充実を図りました。
	(3) 認知症を正しく理解し、認知症高齢者やその家族を地域で支援するため、「認知症サポーター」の養成を推進します。	認知症サポーター養成講座を小学校8校・市民団体・行政・企業などを対象に実施しました。平成27年度は大学(1校) 中学校(1校)を対象に実施しました。 平成27年度末累計数(5,327人)
	(4) 一人暮らし高齢者や買い物弱者をサポートするため、関係機関や地域との連携による支援体制を強化します。	地場農産物の移動販売や地域移動サポートに対して、引き続き支援を行いました。また、更なる支援に向け、民間事業者と協議を行いました。

<p>3. 社会参加・生きがいづくりの支援</p>	<p>(1) 生涯現役社会実現に向け、高齢者が積極的に社会参加できるよう、古賀市シルバー人材センターへの支援など、長年培った知識・技術・経験を就労や地域活動に生かせる場づくりや生きがいづくりを引き続き支援します。</p>	<p>シルバー人材センターでは、簡単な生活支援を行うワンコインサービスや派遣事業の充実を図り高齢者の活動の場を拡充しました。 高齢者の能力を活かすために、運動・音楽・生活支援等の人材育成の講座を開催し、地域活動等で高齢者の知識・技能・経験が生かされました。</p>
	<p>(2) 「ゆい」「りん」「しゃんしゃん」「えんがわくらぶ」※の活用など、高齢者の健康づくりや仲間づくりを引き続き支援します。</p>	<p>「ゆい」「りん」「しゃんしゃん」「えんがわくらぶ」で、生きがいや健康づくりの活動を通し、支え合う人間関係を深め合うことができました。</p>

政 策	6-6	障がい者福祉の推進
-----	-----	-----------

■基本方針（政策の目的）

○ 障がい者が生きがいを持って生活できるよう、福祉サービスの提供体制や相談支援体制を充実させるとともに、地域などと共働して障がい者の課題解決に取り組む体制づくりをめざします。

■代表的な指標

指標名	基準値 (H21)	目標値 (H28)	実績値 (H27)
福津市・古賀市・新宮町障害者地域支援ネットワーク協議会構成機関（団体）数	39団体	50団体	58団体
障がい者職場体験実習件数	10件	20件	44件

■実績値（H27）について

【協議会構成機関（団体）数】
目標値を上回る関係機関の参加を得て、関係者間での情報共有及び連携が図られました。

【職場体験実習件数】
年々増加し目標値を上回り、障がい者の社会参加や就労に対する関心が高まりました。

■総括

【成果】

○障害者生活支援センター「咲」や障害者就業・生活支援センター「ちどり」※などの関係機関と連携を図りながら、障がい者の生活支援や就労支援などの社会参加を推進することにより、障がい者に対する福祉向上を図りました。

【主な課題】

○障がい者とその家族のニーズや課題に応じた研修会や協議会を行い、地域全体の支援力向上をめざすことが必要です。

■主な施策

施策	施策の目的	27年度までの取組
1. 生活支援の推進	（1）障がい福祉サービス事業者や地域などの関係機関と連携し、障がい者の生活支援を行うネットワークの構築に取り組みます。	福津市・古賀市・新宮町障害者地域支援ネットワーク協議会の参加事業所も増え、その中で、相談支援事業所連携会議や障害児通所支援事業所等連絡会議を立ち上げるなどネットワークの構築に取り組みました。
	（2）障がい児の教育を充実させるため、進学などの度に情報が途切れることがないよう、支援体制を強化します。	要保護児童対策地域協議会、個別ケース会議及び福津市・古賀市・新宮町障害者地域支援ネットワーク協議会において、関係機関が連携し、情報共有を行うなど、支援体制の強化を図りました。

	<p>(3) 障害者生活支援センター「咲」を中核とした身近な相談支援体制と情報提供体制を充実します。</p>	<p>障がい者やその家族等からの相談に応じ、障害福祉サービス事業所等の関係機関との連携を図り、相談支援と情報提供の充実に努めました。</p>
<p>2. 社会参加の支援</p>	<p>(1) 障がい者の就労を促進するため、古賀市無料職業紹介所※や障害者就業・生活支援センター「ちどり」などと連携し、支援体制を強化します。</p>	<p>古賀市無料職業紹介所や障害者就業・生活支援センター「ちどり」と連携を図りながら、「職場体験」の推進や雇用前から雇用後の定着までの支援を実施しました。</p>
	<p>(2) お互いが関心を持ち理解しあうため、情報交換や学習会の開催など継続的な啓発活動を行います。</p>	<p>福津市・古賀市・新宮町障害者地域支援ネットワーク協議会において、研修会や講演会を実施するとともに、「職場体験」や「就労支援セミナー」、「1日職業体験ツアー」を実施し、啓発活動に努めました。</p>
	<p>(3) 社会参加しやすい環境を整備するため、公共施設のバリアフリー化に取り組むなど障がい者に配慮したまちづくりを推進します。</p>	<p>「福岡県福祉のまちづくり条例」により障がい者に配慮したまちづくりに取り組み、古賀北中学校にエレベーターを設置、中央公民館の2階席に車いす専用座席を設置するなど、バリアフリー化に努めました。</p>

政策	6-7	生活支援の充実		
■基本方針（政策の目的）				
○生活トラブルや就労などの相談体制の充実や住宅確保の円滑化に努めるなど、生活の安定に向けた支援に取り組みます。				
■代表的な指標				
指標名	基準値（H21）	目標値（H28）	実績値（H27）	
無料職業相談所あつ旋による就職者数	313人	450人	382人	
■実績値（H27）について				
【無料職業相談所あつ旋による就職者数】 無料職業相談所では求職者と企業とのマッチングを重視しており、平成24年度以降、就職決定率は75%以上を保っています。				
■総括				
【成果】				
○消費生活相談窓口※を古賀市隣保館「ひだまり館」へ移転し消費生活センターとしたことで相談体制を強化することができました。				
○古賀市無料職業紹介所を中心に関係機関と連携を図りつつ就職を望む市民の就労実現に向けた各種取組を行いました。特に求職者と企業とのマッチングを重視し、相談員による企業訪問を徹底したことが効果的であり、就労の支援に寄与しました。				
○平成27年度から生活困窮者自立支援法に基づき生活再生支援係を設置し、生活支援の充実を図りました。				
【主な課題】				
○就労支援や消費生活トラブルの防止・解決の支援、自殺を予防する取り組みを行うなど、市民が安心して生活を営むための多岐にわたる相談体制の充実が必要です。				
○住居に関する多様なニーズに応えるため、住替えを含め住宅情報など定住に関する情報提供等を行う必要があります。				
■主な施策				
施策	施策の目的		27年度までの取組	
1. 生活トラブル防止・解決の支援	（1）古賀弁護士相談センター※において、市民が無料で法律相談できるよう引き続き支援します。		平成24年4月に古賀市隣保館「ひだまり館」内に移転し、無料法律相談を継続するとともに、紹介状発行窓口を増やすなどの対応を行いました。	

	<p>(2) 消費生活トラブルの防止・解決の支援を行うため、古賀市消費生活相談窓口の充実を図ります。</p>	<p>平成25年6月に消費生活相談窓口を古賀市隣保館「ひだまり館」へ移転し、古賀市消費生活センターへ改称しました。また、相談日数を増やし、充実を図りました。さらに、予防策として出前講座による啓発を行いました。平成26年6月に消費者安全法改正により、古賀市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例を制定しました。(平成28年4月1日施行)</p>
2. 就労の支援	<p>(1) 多くの求職者の就労を可能にするため、古賀市無料職業紹介所を継続し、就職の情報提供や指導、あっ旋、求人企業の新規開拓などを推進します。</p>	<p>古賀市無料職業紹介所では、継続的に就職の情報提供や指導、あっ旋、企業訪問など求人企業を新規開拓することで、多くの市民の就職決定につながりました。(平成26年度採用決定者数317名、平成27年度採用決定者数382名)</p>
	<p>(2) 就労に結びつくための技能・知識修得などの研修を引き続き行います。</p>	<p>古賀市無料職業紹介所では、年1回「就職に必要なコミュニケーションスキル」、「面接のマナー」、「履歴書の書き方」等を盛り込んだ研修を実施しました。また、就労意欲の向上並びに就職へつなげるため、パソコン講座を実施しました。離職者に対し求職活動支援の一環として有期で家賃相当額を支給しました。</p>
3. 自立支援の推進	<p>(1) 生活困窮者に対するきめ細かい相談・助言・援助を行うため、保健、医療、福祉、教育などの関係機関との連携の強化を図ります。</p>	<p>平成27年度から生活困窮者に対する相談支援担当部署を新設し、生活困窮者からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言等を行い、包括的に支援を実施しました。</p>
4. 住宅確保の支援	<p>(1) 低所得者向け住宅として、市営住宅の適切な維持・管理に努めるとともに、高齢者や障がい者にとっても生活しやすいよう、バリアフリーに配慮した整備に取り組みます。</p>	<p>建物や設備の保守点検・修繕を行うなど適切に維持・管理を行いました。また、バリアフリー化については入居者の実情に応じて整備を行いました。</p>
	<p>(2) 年齢や家族構成に適した住宅に住めるよう、住み替えの円滑化に取り組みます。</p>	<p>公式ホームページにおいて住宅情報を提供しました。また、平成28年3月から空き家・空き地バンクを開始しました。</p>

政策	7-1	人権のまちづくりの推進
----	-----	-------------

■基本方針（政策の目的）

○「古賀市人権施策基本指針※」に基づき、総合行政として人権センターや隣保館を中心に市民・企業・学校など関係機関と共働し、市全体で人権意識の向上や人権侵害の救済などに積極的に取り組み、人権のまちづくりを推進します。

■代表的な指標

指標名	基準値 (H21)	目標値 (H28)	実績値 (H27)
市民団体など対象の人権教育・啓発研修回数	19回	24回	43回
市民対象の人権教育・啓発事業参加者数	3,527人	4,000人	3,318人

■実績値 (H27) について

【市民団体など対象の人権教育・啓発研修回数】
「いのち輝くまち☆こが」や「同和問題を考える市民のつどい」「校区人権啓発研修会」の参加者が人権センターに出前講座を依頼し、学びの輪を広げるといった例が拡大しています。

【市民対象の人権教育・啓発事業参加者数】
平成26年度は3,942人でしたが、平成27年度は、500名以上の参加者を見込んでいた「みんなの人権セミナー（第6回）」が中止されたことから前年度より減少しました。

■総括

【成果】

○平成25年に新たな人権課題に対応するよう、平成19年度に策定した「古賀市人権施策基本指針」を見直し、市民と行政が一体となって人権施策を展開しました。その結果、関係機関・団体等において人権啓発活動や研修会等が積極的に行われ人権のまちづくりに寄与することができました。

【主な課題】

○これまでの人権侵害問題に対する取組を整理し、特にインターネット上に蔓延する匿名性を利用した誹謗中傷や差別を助長する行為について対策を講じる必要があります。

○人権侵害問題について様々なテーマで啓発を行い、社会における少数派への関心や理解を広げることが必要です。

■主な施策

施策	施策の目的	27年度までの取組
1. 人権のまちづくり環境の充実	(1) すべての施策において市民意識調査の結果に基づき、企画から実施に至るまで人権尊重の視点に立ち、人権のまちづくりの推進に取り組みます。	解消すべき人権問題を10項目に分類し、関連する事業を所管する部署で構成する人権施策企画調整会議において実施計画案を作成しました。人権施策審議会に諮問を行い実施計画を策定し、事業を推進しました。

	<p>(2) 人権施策の取組を通じ、古賀市人権尊重推進委員会や古賀市社会「同和」教育推進協議会など関係団体とのネットワークの充実を図ります。</p>	<p>平成24年度まで併設開催で行っていた「いのち輝くまち☆こが」と古賀市「同和」教育研究大会を平成25年度に一体化しました。1日を通し市民が人権を考える場となり、参加者も増加しました。</p>
<p>2. 人権意識の向上</p>	<p>(1) 学校長を中心に教職員が一体となって組織的・計画的に人権教育を進めるとともに、教職員が人権の理念に対する認識と人権感覚を高め、児童生徒の自尊感情を高める環境づくりに取り組みます。</p>	<p>人権教育については、旧『古賀市「同和」教育基本方針』や「古賀市人権施策基本指針」に基づき、学校長を中心に校内推進体制を確立しており、古賀市学校人権教育研究協議会と連携し、人権学習を行いました。古賀市学校人権教育研究協議会では、毎年2回(6月と8月)の全員学習会と、各部会においてそれぞれ授業研修や情報交換や講演会を企画して、人権を取り巻く状況や社会の変化に対応した研修を行いました。</p>
	<p>(2) 社会教育関係団体などへの人権教育研修会を行うとともに、市民が参加する講座などにおいて人権啓発を推進します。</p>	<p>古賀市人権尊重推進委員会や古賀市社会「同和」教育推進協議会等と連携して人権教育・啓発活動に取り組みました。平成27年度は「いのち輝くまち☆こが」、同和問題を考える市民のつどい、古賀市社会「同和」教育推進協議会主催の人権セミナーと校区啓発、人権センターの出前講座など計43回の研修会を実施し、参加者も増加しました。</p>
	<p>(3) 古賀市企業内「同和」問題研修推進員会議と連携しながら、企業が継続的・計画的な人権研修を行えるよう支援を行います。</p>	<p>古賀市企業内人権・同和问题研修推進員会議では、平成25年度から平成27年度までに合計8回研修を実施しました。(参加者は延べ100名)</p>
	<p>(4) 地域の実情に即した多様な啓発内容づくりを行い、市民相互の交流の場の充実など、行政と市民とが共働で人権教育・啓発を推進します。</p>	<p>小学校区単位や市内関係機関・団体等を対象とした人権教育・啓発事業を継続して実施しました。対象者の年齢層や職種、地域性や教育を受けてきた環境が異なることから、テーマや講師、啓発DVDの選定など代表者と事前の詳細打ち合わせの上、研修を行いました。また、古賀市隣保館「ひだまり館」では、地域の実情に即し児童から高齢者まで参加できるよう5講座を企画し、地域交流促進事業として実施しました。</p>

	<p>(5) 市民の指導者育成を図るとともに、人権教育・啓発に取り組む団体の支援に努めます。</p>	<p>古賀市社会「同和」教育推進協議会における役員としての実務、また全国高校生集会への参加を通し培われた人権意識を地域・団体・学校に対してフィードバックする流れを作りました。 人権教育・啓発活動については、地域の実情を把握し、差別の実態に学び、人権関係団体とともに取り組みました。</p>
<p>3. 人権侵害の救済</p>	<p>(1) 相談窓口の充実・周知を図るとともに、法務局などの関係機関と連携を強化し、積極的に人権侵害の救済を図ります。</p>	<p>人権擁護委員の定数枠の拡大を行い、「そうだん5 (ファイブ)」における相談体制の充実を図りました。人権侵害事象等については、県や法務局、関係団体との情報提供・共有を行い、必要な対応を行いました。また、古賀市隣保館「ひだまり館」及び各集会所周辺地域住民の相談窓口としての機能とともに、無料弁護士相談、消費生活相談等の相談窓口を活用し、人権侵害の救済を図りました。</p>

政策	7-2	男女共同参画社会の確立
----	-----	-------------

■基本方針（政策の目的）

○男女の人権が等しく尊重され、対等な立場で家庭、学校、職場、地域社会において、あらゆる活動に積極的に参画でき、互いに個性を認めあい、支えあう男女共同参画社会の確立をめざします。

■代表的な指標

指標名	基準値 (H21)	目標値 (H28)	実績値 (H27)
市民対象の男女共同参画啓発事業参加者数	353人	500人	962人
審議会などの女性委員の割合（広域の委員会を除く）	37%	40%	40%

■実績値（H27）について

【市民対象の男女共同参画啓発事業参加者数】
広報紙や公式ホームページの内容等の啓発を充実させた結果、目標値を大幅に上回りました。

【審議会などの女性委員の割合（広域の委員会を除く）】
平成27年度に目標値を達成しました。

■総括

【成果】

○広報紙や公式ホームページの内容の充実とともに、関わる市民・団体等を増やすことで、つどい・セミナー等への市民の参加は増加し、市民への啓発は進んでいます。また、審議会等の女性委員の割合は平成27年度に40%となり、男女共同参画社会の確立に向け前進しています。

○男女共同参画を進めている市内事業所の表彰、事業所セミナー、市内事業所女性管理職交流会等により、事業所への啓発も進んでいます。

【主な課題】

○家庭や学校、地域、職場における固定的性別役割分担意識の改革は十分とは言えない現状であるため、更なる啓発活動が必要です。

○審議会等の男女のバランスが取れた委員の登用については、全体として女性委員の割合が増加傾向にありますが、女性委員がいない審議会等もあることから、更なる推進が必要です。

○男女共同参画推進を効果的に進めるためには、啓発活動等に関わる人材の育成や団体等との連携、市民や事業所の意識を定期的に把握した上の事業展開を行うことが必要です。

○配偶者等からの暴力の実態から、関係機関と連携しながら相談しやすい体制づくりや、学生の頃からDVについて学ぶことができる機会の提供が必要です。

○平成28年4月に女性活躍推進法が施行されたことから、起業（創業）、キャリアアップ、就労等の女性活躍の支援を実施していくことが必要です。

■主な施策

施策	施策の目的	27年度までの取組
1. 男女共同参画意識の向上	<p>(1) 固定的性別役割意識にとらわれることなく、男女が互いに個性と能力を尊重しあい、社会参画できるまちづくりを推進するため、家庭や学校、地域、職場における啓発活動を推進します。</p>	<p>公式ホームページにおいて平成26年度から男女共同参画コラム「トコさん」、リニューアルした「表現のガイドライン」を掲載し、啓発を充実させました。平成27年度から男女共同参画を実践している企業・団体・個人を「輝き☆KOGAびと」として表彰し広報紙等で紹介、「標語（一行詩）」の最優秀賞等を表彰、つどい・セミナー等を開催（平成25年度7回のべ1,094人、平成26年度8回のべ489人、平成27年度9回のべ962人）、出前講座等による事業所や地域への啓発、平成26年から職員向け研修を実施しました。</p>
2. 男女共同参画推進環境の充実	<p>(1) 男女が自立した生活の確立を目標とし、あらゆる分野において、男女共同参画の視点に基づいた施策に取り組みます。</p>	<p>毎年度、男女共同参画計画に基づく市の具体施策について、男女共同参画審議会において成果・課題を検証し、その評価・意見を業務の改善等に活かしました。</p>
	<p>(2) 古賀市の政策・方針決定過程への女性の参画拡大を図るなど、すべての審議会・委員会において、男女のバランスの取れた委員の登用を推進します。</p>	<p>審議会等の女性委員の割合が、平成27年度に40%となりました。また、平成26年度に審議会等の委員への登用を目的とした女性人財リストを作成しました。</p>
	<p>(3) 男女共同参画推進のため、人材の育成やネットワーク化に取り組むとともに、市民意識調査や企業へのアンケート調査を実施します。</p>	<p>毎年度、日本女性会議や福岡県「女性研修の翼」への参加支援を行い、人材育成に取り組みました。団体や事業所と、男女共同参画の事業を通して交流を図り、ネットワークを広げました。平成27年度に市民・事業所意識調査を実施しました。</p>
3. 女性への暴力根絶	<p>(1) 女性への暴力を防ぐ施策を各関係機関と連携して積極的に推進します。</p>	<p>平成26年度にDV対策庁内ネットワーク会議を設置し、その中で粕屋警察署によるDV研修等を行い、情報共有を図りました。市内の高等学校等で、デートDVの研修を実施しました。（平成25年度玄界高校830人、平成27年度古賀寛成館高校555人。古賀中学校3年生には人権擁護委員が毎年度実施。）「かすや女性ホットライン」を引き続き開設しました。</p>

政策	7-3	共働のまちづくりの推進		
■基本方針（政策の目的）				
○さまざまな課題の解決のため、市民参画や校区コミュニティ活動を推進するとともに、地域リーダーの育成や多彩なNPO・ボランティアの主体的な活動を促し、さまざまな主体が共働するまちづくりを推進します。				
■代表的な指標				
指標名	基準値 (H21)	目標値 (H28)	実績値 (H27)	
校区コミュニティ組織数	5校区	8校区	7校区	
■実績値 (H27) について				
【校区コミュニティ組織数】 基準値の5校区から7校区へ増加しました。				
■総括				
【成果】				
○古賀市自治基本条例（仮称）※の制定に向けた取組や、さまざまな機会でのワークショップなどの市民参画手法の導入を進め、市民参画の推進に寄与しました。				
○校区コミュニティ連絡会議の開催や校区まちづくり活動事業交付金などの活動支援により、校区コミュニティ活動の活性化に寄与しました。				
○市民活動支援センター※において、市民活動に関する積極的な情報発信や市民活動団体などへの活動支援などを行うことにより、市民活動を促進しました。				
【主な課題】				
○人と人のつながりや絆の大切さとともに地域コミュニティや共働の重要性が再認識されている一方で、自治会加入率の微減傾向など、住民間の関わりが希薄化する傾向が進んでいます。				
○市民が主体的かつ柔軟に地域活動へ取り組むことができるよう、市民のまちづくりへの参画、自治会や校区コミュニティ活動の充実、市民活動団体等の支援などを行う必要があります。				
■主な施策				
施策	施策の目的		27年度までの取組	
1. 市民参画の推進	(1) 住民自治を推進するため、「古賀市自治基本条例（仮称）」の制定に向けて取り組みます。		平成26年度から古賀市自治基本条例（仮称）策定委員会を設置し、条例の内容検討（平成26年度:3回、平成27年度:10回）を行うとともに、平成27年度に8小学校区での市民対話集会「古賀みらいサマーミーティング」を実施しました。	

	<p>(2) 市民の主体的なまちづくりへの参画を推進するため、ワークショップ方式をはじめ、さまざまな市民参画の手法を研究し積極的導入を図ります。</p>	<p>古賀市自治基本条例（仮称）策定委員会、大根川川づくり、花見東公園（仮称）整備事業などにおけるワークショップ実施や、平成25年度から公募型補助金制度を開始するなど、さまざまな市民参画の手法を導入しました。</p>
2. 校区コミュニティ活動の推進	<p>(1) 自治会・校区コミュニティ・市の役割を整理するとともに、地域リーダーの育成と支援の充実を図り、校区コミュニティの組織づくりや活動を推進します。</p>	<p>古賀市自治基本条例（仮称）策定過程のなかで、自治会等の役割の整理を検討しました。また、校区コミュニティ連絡会議の開催による情報共有・意見交換の場づくりや、校区まちづくり活動事業交付金及び平成27年度に創設した地域力アップ事業補助金の交付など、校区コミュニティ活動を支援しました。</p>
	<p>(2) 小学校の旧用務員室などの活用を含め、校区コミュニティ活動に必要な拠点づくりに努めます。</p>	<p>校区コミュニティ活動に必要な拠点として、旧用務員室などの活用を継続してきました。</p>
3. 市民活動の支援	<p>(1) 市民活動支援センターの機能を強化し、人材バンクの充実やNPO・ボランティアの情報発信や交流を促進するなど市民活動を支援します。</p>	<p>平成24年度に市民活動団体等の登録に関する要綱の制定（平成27年度の市民活動団体登録:75団体）、平成25年度から人材バンク登録者を市民講座講師として活用、平成24年度から機関紙「わ・わ・わ通信」を全戸回覧、平成25年度からFacebook開始、その他研修会や交流会を実施しました。</p>

政 策	7-4	開かれた市政の推進
-----	-----	-----------

■基本方針（政策の目的）

- 個人情報の保護に十分に配慮しながら、情報公開制度の適切な運用に努め、市民との情報の共有化を図ります。
- 誰もが使いやすく見やすく理解しやすいものとするよう「ユニバーサルデザイン※」の考え方を取り入れながら、広報紙や公式ホームページなどの広報媒体の工夫・改善を行います。
- 市の魅力をさらに市内外へ発信するため、情報メディアなどを積極的に活用し、市のイベントなどの情報を提供できるよう努めます。
- 市民の声を市政に反映させるため、市民と双方向の意見交換ができる仕組みづくりについて研究します。

■代表的な指標

指標名	基準値 (H21)	目標値 (H28)	実績値 (H27)
公式ホームページ ページビュー※ (月間 平均)	25万PV	60万PV	42万PV
市民からの情報投稿 数 (月間平均)	5件	15件	6件

■実績値 (H27) について

【公式ホームページページビュー (月間平均)】
平成26年以降アクセス解析ソフトの見直しにより、カウント方法が変更されたため、目標値に到達していないものの、平成21年以降、PVは毎年増加しています。（平成25年の旧アクセス解析ソフトの月間平均PVは59.7万PV）

【市民からの情報投稿数】
公式ホームページにおける街角コーナーへの市民からの投稿数は月間平均で1件増加しています。

■総括

【成果】

- 情報公開の充実として、附属機関等の会議の開催日時及び会議録等について公式ホームページ上で公表しているほか、市民等からの請求に応じ、市政情報の開示を実施し、市民との情報の共有化に寄与しました。
- 広報の充実として、広報紙は問題提起する紙面編集に心掛けるとともに、記者懇談会を毎月開催するなど、情報提供方法を工夫することで、新聞掲載回数が増加しました。
- 「市長へのご意見箱」「なんでもきくコーナー」「目安箱」を設けて広聴に務めたほか、パブリック・コメントを適切に実施し、市民との情報の共有化に寄与しました。

【主な課題】

- 広報紙が市民に対するお知らせだけでなく、市内外の人を対象に何を、どのようにPRしていくかという「シティプロモーション」の視点が求められています。

○SNS（フェイスブック、ツイッターなど）や動画配信など、時代の変化に合わせて多様な媒体を活用した情報の提供方法を検討するとともに、市が発信する情報が、市民に確実に届くよう手段や手法を研究・実施していく必要があります。

○公式ホームページは、さらに見やすく、わかりやすく、新鮮であるために、見直しが必要です。

■主な施策

施策	施策の目的	27年度までの取組
1. 情報公開の充実	(1) 市民参画を進めるため、行政情報のデータベース化などを行い、市民へのわかりやすい情報提供や市民との情報の共有化に努めます。	附属機関等の会議の開催日時及び会議録等について、公式ホームページ上で公表し、市民へ情報提供を実施しました。市民等からの請求に応じ、市政情報の開示を実施しました。
2. 個人情報保護の強化	(1) 個人の権利や利益が侵害されることのないよう、個人情報の適正な取扱いを引き続き徹底します。	関係法令及び古賀市個人情報保護条例を遵守し、個人情報の適正な取扱いに取り組みました。
3. 広報の充実	(1) 広報媒体に「ユニバーサルデザイン」の考え方を取り入れるためのガイドライン（指針）を作成し、工夫・改善します。	ホームページのアクセシビリティ※を継続的に適用していくため、「ホームページ作成ガイドライン」を作成し、公表しました。
	(2) 市政やまちづくりへの市民意識の向上を促すため、市民ニーズや市民生活の実態に即した「問題提起型」の広報媒体の編集に努めます。	広報紙の編集では、市における行政課題を示しながら、それを解決するためにどう行動すべきかを市民に問いかける「問題提起型」の紙面づくりを心掛けました。
	(3) 市政情報を多角的かつ効果的に発信するため、多様な情報メディア（新聞・テレビ・ラジオなど）を活用した広報活動を行うとともに、市民や職員の広報マインドのさらなる向上を図ります。	記者懇談会を定期的に開催し、市の取組をより積極的に情報発信し、市のイメージアップを図りました。動く広告塔事業として、公用車や職員名札を活用した広報活動を実施しました。広報マインド向上のため、現役記者を講師に招き若手職員向けの情報提供研修を実施しました。
	(4) 市民の立場に立った情報発信ができるよう、古賀市広報広聴懇話会をより活性化させるとともに、「市政モニター制度」などについて研究します。	古賀市広報広聴懇話会（5名）を毎月開催し、広報紙に対して市民目線の意見を伺い編集作業に反映しました。また広報紙に関するアンケートを実施して市民ニーズの把握に努めました。

4. 広聴の充実	<p>(1) 市民ニーズや市民生活の実態を把握し、市民の声を市政に反映させるため、市民と双方向の意見交換ができる仕組みづくりについて研究します。</p>	<p>手紙やメールのほか、市民からのお問い合わせや市長へのご意見を受付けるため、バナーやアドレスを公式ホームページ上で公表しました。</p>
	<p>(2) 市民の意見・提案・要望を広く市政に反映していくため、説明会の開催やパブリック・コメントの実施など、市民の声を広く聴く機会の充実を図ります。</p>	<p>パブリック・コメントの募集周知や募集結果などについて公式ホームページで公表し広聴の推進に取り組みました。</p>

政 策	7-5	適正な行財政運営の推進		
■基本方針（政策の目的）				
○ ヒト（組織・人事）、モノ（施設など）、カネ（財源）といった経営資源の連携と活用や市民サービスと事務効率の向上に努めるとともに、優先度・緊急度に応じた選択と集中による計画的で効率的な行財政運営に努めます。				
○ 地域全体での発展を視野に入れ、将来を見据えた広域的なまちづくりを推進します。				
■代表的な指標				
指標名	基準値 (H21)	目標値 (H28)	実績値 (H27)	
経常収支比率※	91.3%	84.0%	89.5%	
市税収納率	97.8%	98%	99.13%	
■実績値 (H27) について				
【経常収支比率】 消費税増税等により経常的一般財源等が伸びたことから、平成27年度の経常収支比率は改善しました。				
【市税収納率】 滞納整理の強化を行った結果、平成27年度実績値は99.13%となりました。				
■総括				
【成果】				
○職員研修制度、人事評価制度を運用することで、人材育成に取り組みました。また、自主財源確保のため、滞納整理の取組を強化し、適正な行財政の運営に寄与しました。				
○住民票交付予約、水道（下水道）使用開始／中止申込み、広報紙赤ちゃん写真掲載申込み、市民ウォーキング申込、マイナンバー住民説明会等、これまで8つの手続きで電子申請を可能にし、住民の利便性向上に努めました。				
【主な課題】				
○自主財源の確保に取り組むほか、財務書類や財産台帳を活用した財政分析を行うなど、財政の健全化を図り、持続可能な行財政基盤を堅持していくことが必要です。				
○老朽化が進んでいる公共施設等について、総合的かつ長期的な視点から施設のあり方や維持管理の方策を検討することが必要です。				
○これからも、市民から信頼され、期待に応えられる職員を育成していくため、引き続き、職員研修制度等を活用しながら、更なる資質向上に取り組む必要があります。				

■主な施策

施策	施策の目的	27年度までの取組
1. 健全財政の推進	<p>(1) 枠配分予算編成システム※を継続し、行政評価と連動することで効果的な財源配分を行います。</p>	<p>平成27年度予算まで枠配分予算編成は継続してきましたが、平成28年度予算では一旦全件査定を実施し、経常的経費の見直しを行いました。</p>
	<p>(2) 自主財源を確保するため、滞納整理の早期着手・早期整理の徹底、滞納処分の強化を図るとともに、広告収入など新たな財源確保について検討します。</p>	<p>滞納者に対し、催告後早期に財産調査、差押え処分を行うことで滞納整理を強化しました。市税収納率は目標値を上回っており、滞納整理が進みました。ふるさと応援寄附制度の周知を図り、返礼品等を拡充しました。</p>
	<p>(3) 公益性・公平性を確保し、経費負担のあり方などを考慮しながら補助金制度の再構築を行います。</p>	<p>補助金改革実行計画に基づき、新たに公募型補助金制度を導入しました。</p>
	<p>(4) 財産の確実・効率的な運用に努め、未利用の公有財産の貸付・処分を引き続き行います。</p>	<p>基金運用について、平成26年度から20年債権での運用を開始しました。市有財産の貸付について適切に実施し、平成27年度には未利用地2箇所を売却しました。また、平成27年度から公共施設等総合管理計画の策定及び公会計制度に向けた固定資産台帳の整備に着手しました。市有地（認定道路、里道、水路）の境界確定、法定外公共物（里道・水路）の払下げや占用等の維持管理を実施しました。</p>
	<p>(5) 広域行政で行う事業の負担金の低減を図るため、事業の効率化に向けた検証の実施を提言します。</p>	<p>一部事務組合に対し、構成団体として要請・要望等を実施しました。</p>
2. 行政機能の向上	<p>(1) 効率的な行政経営を支える組織機構・人員配置を適宜見直します。</p>	<p>効率的な行政運営をめざし、機構改革を実施し、業務量に応じ必要な人員配置を行いました。</p>
	<p>(2) 行政評価制度※の充実を図り、PDCAサイクル※を確立します。</p>	<p>行政評価制度を運用し、重点プロジェクトを中心に事務改善や進捗状況の評価を実施しました。</p>

	<p>(3) パソコンや携帯端末機を利用した電子申請手続きについて、その効果や効率などの調査研究を重ねながら拡充を図ります。</p>	<p>住民票交付予約、水道（下水道）使用開始／中止申込み、広報紙赤ちゃん写真掲載申込み、市民ウォーキング申込、マイナンバー住民説明会等、これまで8つの手続きで電子申請を可能にしました。</p>
	<p>(4) 事務の効率化を図るため、事務処理システムの改善に努めるとともに、情報セキュリティに留意しながら行政情報のデータベース化・ネットワーク化をさらに推進します。</p>	<p>仮想サーバ※やシンクライアントシステム※の導入によるコスト削減及びセキュリティの強化、また他部署の業務システム導入支援等を実施しました。</p>
3. 職員の資質向上	<p>(1) 意識的にPDCAサイクルの手法を取り入れたOJT※を中心とする職員研修制度や一定期間中の職務遂行上の能力や行動、実績を評価する人事評価制度などを実施していくことにより、職員のモチベーションと資質の向上を図ります。</p>	<p>担当業務の知識習得においては、OJTにおいて実施しました。OJTだけでは得にくい知識の習得においては、階層別研修、派遣研修、専門研修等にて対応しました。 また、人事評価は平成24年度下期から本格実施し、職員の自己評価をもとに上司の評価及び面談を通じ、古賀市人材育成基本方針に示した「期待される職員」への育成に取り組みました。</p>
4. 国・県・周辺自治体との連携強化	<p>(1) 国・県・周辺自治体の動向に留意しつつ、広域連携の強化を図ります。</p>	<p>福岡都市圏広域連携事業、宗像粕屋北部広域連携事業を推進し近隣自治体との連携強化を図りました。</p>
	<p>(2) 効率的・効果的な市民サービスを提供するため、周辺自治体と共同実施できる事業について調査研究します。</p>	<p>福岡都市圏広域連携事業では図書館等の広域利用の推進、観光ルートの検討、調査研究等を実施しました。</p>
5. 市民サービスの向上	<p>(1) 諸証明の交付時間帯の拡大など市民ニーズに適應したサービスの充実について調査研究し、市民ニーズに適應した事業の展開を進めます。</p>	<p>電話予約・電子申請にて事前の受付を行い、住民票の時間外受渡を行いました。</p>
6. 定住化の促進	<p>(1) にぎわいと活力あるまちづくりを進めるため、子育て世代などを中心とした定住化を促進します。</p>	<p>リスティング広告による公式ホームページの定住情報への誘導を実施しました。また、平成27年度は大学との連携協定による定住化リーフレットを作成し、定住情報発信の強化を図りました。</p>

(2) Uターン・Iターンの優遇など、新たな定住化促進策を検討します。

まち・ひと・しごと創生総合戦略にて新たな定住化策を検討しました。また、連携協定を活かした住宅ローン金利優遇やふるさと就労促進事業を実施しました。

◎政策ごとの用語集

政策番号	用語	意味
1-1	高付加価値農産物	栽培方法の工夫や加工技術の開発などにより、収益性を高めた農産物。
1-1	ほ場整備	耕作しやすいように田の畦や用水路・排水路・農道などを一体的に面整備する土地改良事業。
1-1	機械利用組合	複数の農家が、農業用機械の共同購入・共同利用することで、戸別農家の設備投資経費を低減し経営安定・収益向上を図るための農業形態。
1-1	集落営農組織	農村の集落を単位として、農地の合理的利用、機械・施設の共同利用、共同作業を行って生産コストを下げ、また、専業農家、兼業農家、女性、高齢者の役割分担を明確にして意欲を高める農業形態。
1-1	特用林産物	普通の林産物である用材や薪炭材に対し、それ以外の林産物を呼ぶ総称。きのこ類や栗などの樹実類などがある。
1-2	まつり古賀	毎年11月に、市・商工会・粕屋農業協同組合・観光協会の共催で行われる市で最も大きな秋まつり。市が誇る農産品や食料品の販売やダンス・演奏などのステージイベントも行われる。
1-2	食の祭典	毎年5月に開催される「食」をテーマにしたまつり。市内食品企業・店舗の食品などの販売が行われる。
1-2	一店逸品運動	市内食品企業・店舗の逸品を紹介するカタログの発行などを行う事業。
1-3	なの花祭り	毎年3月に、筵内なの花の道で開催されるまつり。地元農産物などの販売が行われる。
2-1	アダプトプログラム	企業などが、道路の清掃など美化活動により地域貢献を行う制度。
2-1	荒廃森林再生事業	平成20年度から導入された福岡県森林環境税を活用し、荒れた森林の整備や市民の森林を守り育てる気運を高めることを目的とした事業。
2-1	公害防止協定	企業と市の間で結ぶ公害を防止するための協定。
2-2	1人1日当たりのごみ処理量	$(\text{ごみ総排出量} - \text{資源化総量}) \div 365 \text{日} \div \text{人口}$
2-2	3R	ごみの減量のために行う3つの取組の頭文字をとった言葉。・Reduce (リデュース)・・・発生抑制・Reuse (リユース)・・・再使用・Recycle (リサイクル)・・・再生利用
2-2	古賀市地球温暖化防止率先行動計画	古賀市役所が積極的に地球温暖化対策を推進するために取り組む具体的な実行計画。

3-1	全国学力・学習状況調査	全国学力・学習状況調査は、2007年より日本全国の小中学校の最高学年（小学6年生、中学3年生）全員を対象として行われている調査。算数・数学と国語と理科（2012年から3年に1度）の3科目の知識・技能等を問う問題（A）と知識・技能等の活用力を問う問題（B）の2種類のテストと質問紙からなる。
3-1	心の教室相談員	児童生徒が悩みを気軽に話すことで、ストレスを和らげる話し相手となる者。児童生徒のほか、要望に応じ保護者や教師を対象としたカウンセリングを行う。
3-1	スクールカウンセラー	臨床心理に関する心の専門家として、児童生徒へのカウンセリングや教職員及び保護者に対する助言・援助を行う者。
3-1	適応指導教室	不登校などの児童生徒に対し、教育相談をはじめ、体験活動や自主学習を通じて人間的成長と社会的自立を促す援助を行い、学校復帰をめざす施設。
3-1	エコスクール	環境に配慮した学校施設の整備推進。具体的には太陽光発電の導入をはじめとして、エコ改修などを推進し、子ども達の「エネルギー環境教育」への生きた教材としても活用する。
3-2	レファレンス	情報を求めている利用者の質問に対して、回答となる情報そのものや回答の含まれる情報源を提示・提供する業務。
3-3	アンビシャス広場	地域の有志などが小学校区単位で委員会を設置し、学校の余裕教室や公民館などを利用して放課後や週末の子どもの居場所づくりを行う事業。
3-3	通学合宿	子どもたちが公民館などで、一定期間共同生活をしながら通学する体験活動で、地域のボランティアが小学校区単位で実施するもの。
3-4	文化財	文化活動の結果として生み出されるもので、文化的価値を有するもの。文化財保護法の対象としては、有形文化財、無形文化財、民族文化財、記念物、文化的景観、伝統的建造物群の6種類がある。
3-4	古賀市文化芸術振興計画	文化芸術の振興を図るための指針となる計画。
3-5	総合型地域スポーツクラブ	「誰でも」「いつでも」「世代を超えて」「好きなレベルで」「いろいろなスポーツを楽しめる」地域の自主運営によるスポーツクラブ。
4-1	古賀市土地対策指導要綱	1,000㎡以上の土地利用や3区画以上の宅地開発などについて、事前に指導するための要綱。
4-1	地区計画制度	地区の課題や特徴を踏まえ、地区の将来像を見据えながら市民と市が連携し都市計画に位置づけて「まちづくり」を進めていく手法。
4-1	開発許可制度	都市計画区域内での開発行為や建築行為などについて一定の基準を設けて許可が必要なものとし、健全で秩序ある都市の形成を図る制度。
4-1	福岡県開発許可条例	「福岡県都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例」の略称。

4-1	特定用途制限地域	用途地域が定められていない土地の区域（市街化調整区域を除く）において、その良好な環境の形成又は保持のため当該地域の特性に応じて合理的な土地利用が行われるよう、制限すべき特定の建築物などの用途の概要を定める地域。
4-1	美しいまちづくりプラン（古賀市景観基本計画）	美しい景観づくりを進めていく上での基本的な指針となる計画。
4-1	景観法に基づく景観計画	景観法に基づき、良好な景観の形成を図る区域を定め、その区域における景観形成の方針、届出行為、景観形成基準などを定める計画。
4-1	集落活性化タイプ	65歳以上の人口割合が27%以上または14歳以下の人口割合が13%以下で、かつ国勢調査で人口減少が見られるなどの要件に該当する市街化調整区域の行政区において、集落活性化を目的とし、上記の条例に基づき県知事が区域指定を行うことにより、一定の建築や開発を許容するもの。
4-1	建築協定	建物の用途や高さ、道路からの後退距離、屋根の形や色などのルールを、地権者などが合意して取り決める建築に関する協定。
4-2	建物の新築や改築時に合わせたセットバック	土地に接する道路の幅員が4mに満たない場合に、道路の中心から2m後退して建物を建築すること。
4-3	給水率	水道水を供給している人口と総人口の比率。
4-3	北九州市水道用水供給事業	古賀市を含めた3市1町において、不安定な自己水源や老朽化した浄水場の代替手段として、北部福岡緊急連絡管の維持用水を活用し、水道水を供給するための水道用水供給事業。
4-4	汚水処理水洗化率	公共下水道事業・農業集落排水事業・合併処理浄化槽により汚水処理・水洗化されている人口と総人口の比率。
5-1	災害時要援護者避難支援プラン	災害時に家族などの支援が受けられず自力で避難することが困難な高齢者や障がい者などの災害時要援護者（現在は「避難行動要支援者」と称している。）の範囲、情報の共有など災害時要援護者対策の取扱い方針について定めた計画
5-1	古賀市地域防災計画	災害対策基本法に基づき、市民の生命・身体・財産を守るための市における災害予防・災害応急対策・災害復旧などを定めた計画。「風水害等対策編」と「震災対策編」に分かれる。
5-1	洪水・土砂災害ハザードマップ	河川の氾濫による洪水と、大雨などによる土砂災害（がけ崩れ・土石流・地滑り）の被害範囲、被害程度を想定し、地図化したもの。災害発生時の的確・迅速な避難に利用できるよう、避難場所などの情報も図示される。
5-1	地震・津波ハザードマップ	地震時の揺れやすさや液状化現象の被害範囲と、津波による浸水の被害範囲、被害程度を想定し、地図化したもの。災害発生時の的確・迅速な避難に利用できるよう、避難場所などの情報も図示される。
5-1	土砂災害防止法	「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」の略称で、土砂災害（がけ崩れ・土石流・地滑り）から住民の生命を守るため、土砂災害の発生のおそれのある区域を明らかにし、警戒避難体制の整備や一定の行為の制限を行う法律。

5-1	古賀市耐震改修促進計画	「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づき、地震による建築物倒壊などの被害から市民の生命、身体及び財産を保護するため、福岡県や関係団体と連携し、既存建築物の耐震診断や耐震改修を促進することを目的として策定する計画。
5-1	古賀市消防団	市を火災や災害から守る防災組織。日常は仕事を持ちながら、ボランティア精神と郷土愛で活躍する組織。
5-1	古賀市国民保護計画	「武力攻撃事態等における国民保護のための措置に関する法律」に基づき、国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実行するための計画。
5-1	Jアラート	「全国瞬時警報システム」の通称。大規模な自然災害、弾道ミサイルの発射など、すぐに対処しなくてはならない事態が発生した際に、国から住民に直接、速やかに情報を知らせることを目的に、総務省消防庁が整備。2007年から運用している。
5-2	古賀市暴力団排除条例	暴力団排除を推進し、市民生活の安全と社会経済活動の健全な発展を図るための条例。平成22年度に施行。
6-1	地域福祉	地域におけるさまざまな福祉の問題に地域住民や福祉関係者などが協力して取り組んでいくこと。社会福祉法において「地域住民などはその推進に努めること」とされている。
6-2	古賀市食育推進計画	食育を総合的かつ計画的に推進するため、食育基本法第18条に基づき市町村が作成する食育の推進に関する施策についての計画。
6-3	粕屋地域在宅医療ネットワーク	平成18(2006)年に「粕屋北部在宅医療ネットワーク(P11参照)」として立ち上がった医療ネットワークシステムで、平成23(2011)年から範囲を粕屋全域に広げたことに伴い、名称変更された。
6-4	休日保育	日祝日に就業などにより家庭での保育が困難となる保護者に代わり、子どもを保育する事業。
6-4	子育てBOOK	市で発行している「子育て支援」情報冊子。平成19(2007)年度に初版を発行。
6-5	チェックリスト	65歳以上の高齢者（要支援・要介護認定を受けている人を除く）を対象として、現在の健康状態や日常生活の動作をチェックして要介護状態をもたらす原因を早期に発見するためのリスト。
6-5	地域包括支援センター	高齢者の心身の健康維持や生活の安定、保健・福祉・医療の向上、財産管理、虐待防止などさまざまな課題に対して、地域における総合的なマネジメントを担う機関（愛称「寄って館」）。
6-5	「ゆい」「りん」「しゃんしゃん」「えんがわくらぶ」	ものづくりや園芸などの趣味活動や世代間交流などを通じて、心身機能の低下を防ぐとともに、健康づくり、新たな仲間づくりを支援する古賀市の介護予防拠点施設。
6-6	障害者就業・生活支援センター「ちどり」	障がい者の雇用の促進と就業の安定を図るため、就業面と生活面を一体的に支援することを目的とした施設。
6-6	古賀市無料職業紹介所	市役所内に設置された市民が就職情報の閲覧や就労相談などを気軽に行うことができる就労支援の場。
6-7	古賀市消費生活相談窓口	消費生活専門相談員が市民からの相談に応じ、消費生活問題の解決支援を行う窓口。

6-7	古賀弁護士相談センター	市が福岡県弁護士会に委託して市民の無料法律相談を行う窓口。
7-1	古賀市人権施策基本指針	市民の人権を尊重し、市民が共に生き、共に支え合う「いのち輝くまちづくり」の実現に向け、人権施策を積極的に推進し課題を解決するための指針。
7-3	古賀市自治基本条例（仮称）	住民自治に基づく自治体運営の基本原則・理念を定める条例。
7-3	市民活動支援センター	地域の課題に関する市民の自主的かつ自発的な活動を支援することにより、市民活動の促進を図る施設。
7-4	ユニバーサルデザイン	高齢であることや障がいの有無などにかかわらず、すべての人が快適に利用できるように製品や建造物、生活空間などをデザインすること。
7-4	ページビュー	ウェブサイト、またはウェブサイト内の特定のページが閲覧された回数。アクセス数
7-4	アクセシビリティ	心身の機能に制約のある人でも情報にアクセスし利用できること
7-5	経常収支比率	歳出のうち人件費や公債費などの経常的支出に、市税などの経常的収入がどの程度充当されているかを示すもので、財政構造の弾力性を判断する指標。
7-5	枠配分予算編成システム	市の予算編成方法の一つで、経常的な経費を各部に予算配分し、部の責任において予算編成するシステム。
7-5	行政評価制度	体系化された事務事業の現状分析を行い、業務改善に結びつけるため、成果重視の視点からその方向性や進捗状況を評価するもの。
7-5	PDCAサイクル	マネジメントの機能をサイクルとして捉え、一連の流れを繰り返すことで業務を合理的に処理していく手法。Plan（計画）→Do（実行）→Check（評価）→Action（改善）の4段階を繰り返すことによって、業務を継続的に改善する。
7-5	仮想サーバ	1台の物理的なサーバ機の中に、あかたも複数台のサーバ機があるかのようなコンピュータ環境をもつサーバ機のこと。
7-5	シンクライアントシステム	端末機にシステムの起動など最低限の機能しか持たせず、データやソフトウェアなどはサーバ（親機）に持たせ管理するシステムのことで、情報の漏洩やコンピュータウイルスの脅威にさらされるリスクを低減することができる。
7-5	OJT	On the Job Trainingの略。職場の中で業務を通じて、上司や先輩職員が、部下や後輩職員に対して、現在または将来の仕事に必要な知識やノウハウを意識的、継続的に指導するための多様な取組のこと。